

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年1月19日)

【件名】

- 1 平成28年鳥取県中部地震災害義援金の配分(第1回)について
(福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について
(福祉保健課)・・・2
- 3 平成27年度鳥取県における障がい者虐待の状況について
(障がい福祉課)・・・55
- 4 とっとり型の保育のあり方研究会報告書について
(子育て応援課)・・・56
- 5 理学療法士等の需要状況調査結果の概要について
(医療政策課)・・・58

福祉保健部



平成28年鳥取県中部地震災害義援金の配分（第1回）について

平成29年1月19日
福 祉 保 健 課

鳥取県中部地震の被害に対して、全国各地から日本赤十字社や共同募金会、鳥取県へ多くの義援金が寄せられました。この度、この義援金を「平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」において決定された基準に基づき市町へ配分しましたので、次のとおり報告します。

1 義援金の配分対象及び金額

| 市町名 | 人的被害(人数) | 住家被害(世帯数) | | | 義援金配分額 (千円) (人数(世帯数) ×配分額) |
|------|------------------|------------------|---------------------|------------------|-------------------------------------|
| | 重傷者 (100千円/人) | 全壊 (300千円/世帯) | 大規模半壊 (150千円/世帯) | 半壊 (100千円/世帯) | |
| 鳥取市 | | 1 | | 3 | 600 |
| 倉吉市 | 1 | 1 | 8 | 182 | 19,800 |
| 境港市 | 1 | | | | 100 |
| 三朝町 | | | | 6 | 600 |
| 湯梨浜町 | 1 | | | 12 | 1,300 |
| 琴浦町 | | | | 1 | 100 |
| 北栄町 | 1 | 12 | 3 | 32 | 7,350 |
| 合計 | 4 | 14 | 11 | 236 | 29,850 |

*上記の数値は12月15日現在の状況をもとに集計

2 市町への配分日

平成28年12月22日(木)

3 義援金の受付状況

件数：5,040件

金額：159,669,628円(平成29年1月15日現在)

4 今後の予定

住家被害については、現在調査中の世帯も多いため、毎月15日現在の状況について市町から報告を求め、月1回配分を行っていきます。

<参考>

「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」配分委員会の概要

配分委員会は、被災者に寄せられた義援金の保管及び配分、その他必要な事項についての決定及び執行を役割とする。

○委員名簿

| 所属及び役職名 | 氏名 | 備考 |
|------------------|--------|------|
| 日本赤十字社鳥取県支部事務局長 | 前嶋 成樹 | |
| 鳥取県共同募金会配分委員会委員長 | 相見 楓子 | 副委員長 |
| 鳥取県社会福祉協議会専務理事 | 杉本 新二 | |
| NHK鳥取放送局長 | 小田橋 昭仁 | |
| 鳥取県福祉保健部長 | 藪田 千登世 | 委員長 |
| 鳥取県生活環境部くらしの安心局長 | 酒嶋 優 | |

(事務局：鳥取県福祉保健部福祉保健課)

鳥取市の中核市移行に係る県・市の検討、協議等の状況について

平成29年1月19日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市移行を円滑に進めるため、これまで県・市で事務権限の移譲や協力体制について、検討、協議を進めてきたところです。1月25日に予定されている国(総務省、厚生労働省)のヒアリングを経て、地方自治法上に規定される中核市移行に係る手続きを進めることから、現時点での県・市での調整状況について、報告いたします。

1 これまでの経過

鳥取市の中核市移行は、鳥取市長が平成26年6月に平成30年度当初の移行を目指すことを表明し、県へ協力を要請。これを受け、平成26年8月に設置した「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」(4町もオブザーバー出席)において、県から市への事務権限の移譲や協力体制等について、検討、協議を進めてきたところです。

特に、中核市の移行により市が保健所を設置することとなることから、県東部の保健所のあり方について、東部4町と調整し、住民サービスを低下させないことを前提に、県から市へ保健所業務を委託する案で調整を進めることとし、円滑な移行に向けて引き続き調整を進めていきます。

H26.6 鳥取市は中核市移行を決意、表明し、県(知事)へ協力要請

H26.8～ 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(4町もオブザーバー出席)を設置

H27.3～ 鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町で構成。市もオブザーバー出席)

2 中核市移行に係る調整状況 … 資料1

<基本方針>

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28.11.1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

| 区分 | 所管・移譲・委託事務項目数 | | | | | | 合計 |
|--------|---------------|-------|-----|---------|------|-----|-------|
| | 民生 | 保健衛生 | 環境 | 都市計画・建設 | 文教行政 | その他 | |
| 市分 | | | | | | | |
| 法令・政省令 | 623 | 1,240 | 310 | 112 | 27 | 49 | 2,361 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 109 | 0 | 0 | 0 | 230 |
| 計 | 623 | 1,361 | 419 | 112 | 27 | 49 | 2,591 |
| 4町分 | | | | | | | |
| 法令・政省令 | 285 | 1,243 | 303 | 0 | 0 | 33 | 1,864 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 107 | 0 | 0 | 0 | 228 |
| 計 | 285 | 1,364 | 410 | 0 | 0 | 33 | 2,092 |

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務(4町分は現在県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

(2) 体制整備（基本方針）

鳥取市中核市移行後も、これまで県で行ってきた住民サービスを低下させないことを基本に、県と市が連携し、医師等の専門人材の確保を図り、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は、市有施設及び県の東部庁舎の間借り等により、資機材等の二重投資を避け効率的効果的な事務執行体制を整備する。

3 住民周知・広報の取組

・鳥取市及び4町と連携し、県市の調整状況を、広報時期や内容、媒体等を調整しながら、市民及び4町の住民にとってわかりやすく適切な内容の情報を、適期に提供することとしている。

(1) HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。（各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。）

(2) 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

今後も要請に応じ、随時、関係団体等に対して説明の場を持つとともに、引き続き、各町の広報紙等も活用して準備状況等の周知をしていくこととしている。

【住民説明会開催概要】

| 地域 | 日時 | 会場 | 参加者数 |
|-----|-----------------------------|---------------------------------|------|
| 岩美町 | 10月24日（月） 午後7時から午後8時 | 岩美町役場 大会議室 | 48名 |
| 若桜町 | 10月29日（土） 午後1時30分から2時30分 | 若桜町公民館 集会室 | 22名 |
| 智頭町 | 10月25日（火） 午後7時から午後8時 | 智頭町保健医療福祉総合センター ほのほの ひだまりホール | 20名 |
| 八頭町 | 10月15日（土） 午後1時30分から2時30分 | 郡家保健センター 研修室 | 19名 |

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生団体等の関係者を含む。

4 今後のスケジュール … 資料2

・1月の国（総務省・厚生労働省）のヒアリングで、中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制等についての確認を受け、2月以降、地方自治法上の法定手続きを進める。
・引き続き、県・市で、円滑な事務移譲に向けた協議・取組を行っていく。

【添付資料】

【資料1】鳥取市中核市移行の調整状況（平成29年1月現在）

【資料2】中核市への移行に係る今後のスケジュール

【参考資料1】平成28年12月2日 鳥取市全員協議会資料

【参考資料2】平成28年10月開催 東部4町における住民説明会資料（抜粋）

鳥取市中核市移行の調整状況(平成29年1月現在)

平成29年1月19日

県地域振興課

1月25日に行われる国(総務省・厚生労働省)のヒアリングに向けて、ヒアリング資料をベースとした構成で、これまでに県と市で整理・調整してきた事項、今後の調整が必要な事項について、現時点での県と市で整理調整してきた内容を整理したものです。

平成30年4月の中核市移行に向けて、今後も引き続き、円滑な事務移譲に向けた調整を進めていきます。

国(総務省・厚労省)ヒアリング項目

○総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○厚生労働省ヒアリング資料項目(保健所政令市移行に係る提出資料)【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要(移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針)
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画(保健所の整備方針、関連施設の整備計画)
- 6 移行に伴う組織の見直し概要(組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照)
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

1 中核市移行の概要

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は、地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされていることから、東部圏域の実情をふまえ、県・市が連携して適切に対処できる体制を確保する。

(1) 移行予定日 平成30年4月1日

(2) 東部圏域の保健所の体制

鳥取市が中核市への移行すると、法律上、保健所を設置することが義務づけられる。医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図り、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

〔参考〕鳥取県の保健所の管轄区域

(現 行)

(鳥取市中核市移行後) H30. 4～

【鳥取県】

| 保健所 | 職員数 (人) | 管轄市町村 |
|-------|-------------|--------------------------------------|
| 鳥取保健所 | 88 (74) | 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 |
| 倉吉保健所 | 68 (58) | 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町 |
| 米子保健所 | 101 (86) | 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 |

【鳥取市（保健所政令市）】

| 保健所 | 人口(人)/ 面積(km ²) | 管轄市町村 |
|--------|--------------------------------|--------------------------|
| 鳥取市保健所 | 232,669/ 1,518.22 | 鳥取市 (岩美町、若桜町、智頭町、八頭町) |

※県から4町に係る保健所業務を受託実施
(市本庁業務)

老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金業務、環境行政・廃棄物行政 など

【鳥取県】

| | |
|----|-----|
| 本庁 | 検討中 |
|----|-----|

| 保健所 | 人口(人)/ 面積(km ²) | 管轄市町村 |
|-------|--------------------------------|----------------|
| 倉吉保健所 | 104,367/ 780.43 | 同左 (1市4町) |
| 米子保健所 | 236,612/ 1,208.40 | 同左 (2市6町1村) |

※県保健所の職員数はH28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は建築住宅課職員を除いた職員定数。

※市は、県から4町に係る保健所業務を受託実施。市保健所の職員数は、本庁対応業務(環境行政等)も含む。

※H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

2 中核市への移行により所管・移譲する事務

中核市へ移行することにより鳥取市において処理することとなる事務について、分類整理した。専門性が高いなどの理由で、市において処理できない事務については、県への委託等を検討している。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28. 11. 1現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

| 区分 | 所管・移譲・委託事務項目数 | | | | | | 合計 |
|--------|---------------|-------|-----|-------------|------|-----|-------|
| | 民生 | 保健衛生 | 環境 | 都市計画 ・建設 | 文教行政 | その他 | |
| 市分 | | | | | | | |
| 法令・政省令 | 623 | 1,240 | 310 | 112 | 27 | 49 | 2,361 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 109 | 0 | 0 | 0 | 230 |
| 計 | 623 | 1,361 | 419 | 112 | 27 | 49 | 2,591 |
| 4町分 | | | | | | | |
| 法令・政省令 | 285 | 1,243 | 303 | 0 | 0 | 33 | 1,864 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 107 | 0 | 0 | 0 | 228 |
| 計 | 285 | 1,364 | 410 | 0 | 0 | 33 | 2,092 |

※法令等の条項数により項目数を整理したもの

※「法令・政省令」には、法令上、中核市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※「保健衛生」で市分より4町分の事務数が多いのは、特例市権限で現在、市において実施している事務(4町分は現在県実施)について、中核市移行に併せて、県から市へ委託することを調整した事務を含むため。

※H28. 11. 1現在で県・市の事務レベルで調整中の項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在

2,213事務 ⇒ 2,591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務(法定上保健所を経由する事務を含む)を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの(H30.4までに施行されるものを含む)(児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)
- ・国(総務省・厚労省)の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの(社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法 など)

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

県市間で調整中。

ア 県から市への委託

- ・県東部4町に係る保健所業務等

イ 市から県への委託

- ・衛生環境研究所における検査
- ・教職員研修(専門性の高いもの)等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27年度)

各行政分野における主な業務と平成27年度の県における取扱実績等(市及び4町に関わるものの件数)は次のとおり。

※業務により市町ごとの実績を計上することができないものあり。

ア 民生行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|--------------------------|--|
| 身体障害者手帳の交付 | ・手帳の交付(再交付を含む) 市555件 4町(144件) ・手帳の返還及び返還命令 市520件 4町(154件) ・手帳交付者の居住地変更届受理 市240件 4町(28件) |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | ・指定障害福祉サービス事業者の指定 市13件 4町(2件) |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | ・母子福祉資金の貸付 市14件※4町県実施(2件) |
| 小児慢性特定疾患医療費の給付 | ・小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市196人 4町(31人) |
| 老人福祉施設の設置認可・監督 | ・老人デイサービス等の届出事項の変更受理 市246件 4町(24件) ・有料老人ホーム設置及び変更の届出 市6件 ※4町県実施(3件) |
| 介護サービス事業者の指定 | ・居宅介護サービス事業者の指定 市34件 4町(1件) |
| 生活保護医療機関等の指定 | ・医療機関の指定 市86件 ※4町県実施(9件) ・指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市847件※4町県実施(62件) ・指定介護機関の指定 市42件 ※4町県実施(3件) |
| 社会福祉審議会の設置・運営 | ・審議会の開催 年2回(県全体) |
| 民生委員児童委員の定数の決定 ・推薦・研修 | ・厚生労働大臣への民生委員の推薦 市6件※4町県実施(2件) ・民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市516件※4町県実施(170件) |

イ 保健衛生分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|---------------------|--|
| 感染症の予防・感染症の患者に対する医療 | ・健康診断の勧告及び実施 市317件 4町(70件) ・特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市13件 4町(5件) ・結核患者の医療費に係る費用の負担 市36件 4町(13件) |
| 難病医療費の助成申請 | ・難病医療費の給付対象者 市1,364人 4町(304人) |
| 精神保健・精神障がい者福祉 | ・相談指導 市442件 4町(331件) ・措置の決定・措置入院の通知 市16件 4町(1件) ・精神障害者保健福祉手帳の交付 市1,279件 4町(199件) |
| 医事・薬事に係る許可・立入検査 | ・医療機関の立入検査 東部全体 45件 ・薬局開設の許可、更新許可 市15件 4町(2件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65件 |
| 食品営業施設の許可、監視指導 | ・食品営業施設等の許可 市818件 4町(153件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869件 |
| 食品表示適正化指導 | ・立入検査等 市90件 4町(23件) |
| 環境衛生施設の監視・検査 | ・旅館業(78件)、興行場(1件)、公衆浴場(19件)、理容所(16件)、美容所(27件)、クリーニング所(11件)、温泉利用施設(38件)、源泉(59件)、飲料水施設(114件)、ビル管登録事務所(10件) |
| 狂犬病予防・動物愛護 | ・犬・猫の引取り 東部全体245件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58件 ・負傷動物の収容 東部全体 29件 |

ウ 環境行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|-----------------------------|--|
| 一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令 | ・産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体1,098件 |
| ばい煙発生施設の届出受理・立入検査 | ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市3件 ※4町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市21件 ※4町実績なし |
| 大気汚染等の常時監視 | ・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視 |

エ 都市計画・建設行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|--------------------|--|
| サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 | ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録 市3件 ※4町県実施(なし) ・ サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市9件 ※4町県実施(なし) |
| 建設資材の再資源化に関する立入検査 | ・ 建設工事現場等への立入検査 H27実績なし |
| 屋外広告業者の登録・指導・監督 | ・ 屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体80件 ・ 屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27実績なし |

オ 文教行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|--------------------|--|
| 小中学校県費負担教職員の研修 | ・ 初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施 |
| 重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等 | ・ 重要文化財の現状変更等の許可 H27実績なし ・ 文化財である埋蔵物の提出受理等 市18件※4町県実施(なし) |

3 体制整備（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様に行えるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。施設については、市の新庁舎ができるまでの間は市有施設及び県の東部庁舎の間借り等で対応する。

(1) 移行後の市の組織体制

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、(仮称)鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

(2) 施設・設備・備品

ア 保健所施設

鳥取市の中核市移行（平成30年4月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成32年3月頃）までの約2年間（暫定期間）は、現在、県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施している保健所業務については、暫定施設において、事務を行う。

| 部 門 | 現行（～H30.3月） | 暫定期間（H30.4～H32.3） | 本格稼働（H32.4～） |
|--------|---------------|-------------------|--------------|
| 福祉保健部門 | 東部福祉保健事務所（江津） | さざんか会館及び駅南庁舎 | 駅南庁舎 |
| 生活環境部門 | 東部生活環境事務所（立川） | 県東部庁舎（立川） | |

※暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

イ 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

ウ 犬の抑留等施設

犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

エ 試験・検査備品等

- (ア) 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム
現在の観測地において、引き続き市が使用。
(県への行政財産使用許可、備品譲渡)
- (イ) 検査機器（血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など）
県から市へ譲渡、貸与
- (ウ) 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）
県から市へ譲渡、貸与
- (エ) 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）
- (オ) 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品（医薬品を含む）
県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）

オ 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行う。（県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。）

(3) 職員体制

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。

また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

- ・中核市移行後も、当面の間、県からの専門職を中心とした職員派遣等の人的支援を実施
- ・少数職種（獣医師、薬剤師 など）の専門人材確保、県・市間の人事交流

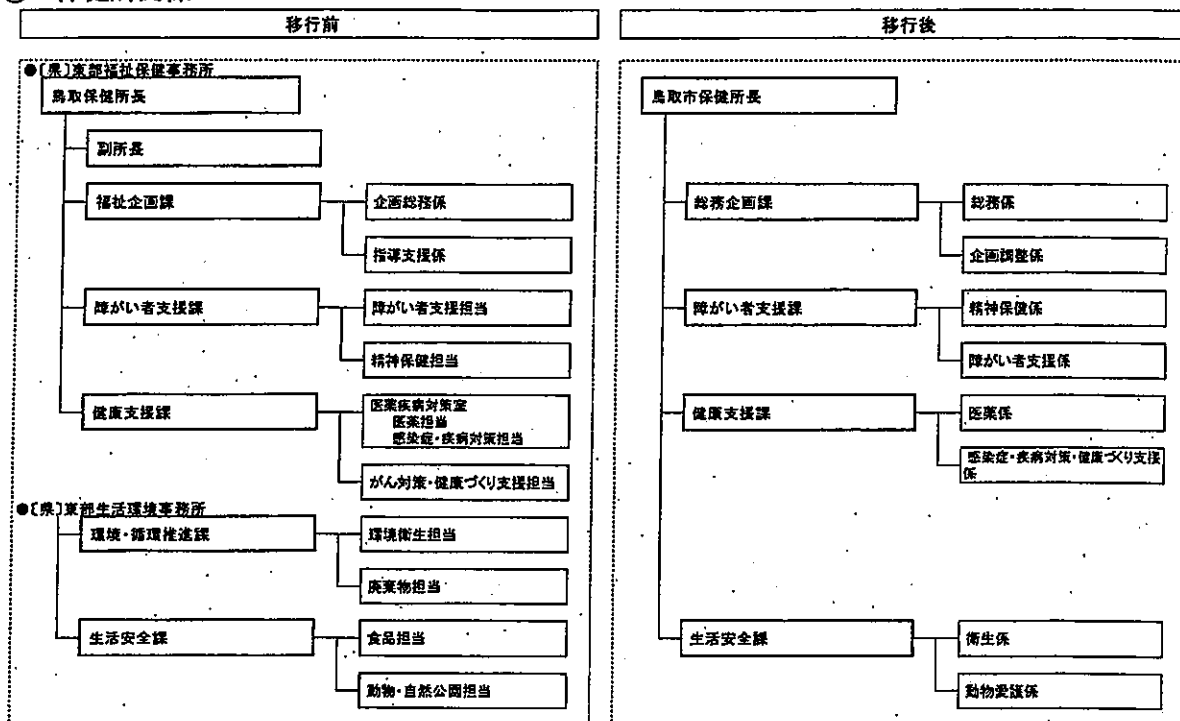
(4) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。

4 体制整備（各論）

(1) 組織体制の概要

① 保健所関係



※今後、組織の名称などを変更する場合があります。

東部生活環境事務所環境・循環推進課の事務は、本庁事務とし、市下水道環境部生活環境課において所管することとしています。

② 本庁組織関係

県本庁の事務は、市の関連する部署において引き継ぐ。

(2) 市の所掌事務・職員配置計画

市において素案を作成し、市議会 全員協議会へ報告（参考資料1 参照）

(3) 研修の状況・研修計画

① 人事交流（相互派遣）

・平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県（東部福祉保健事務所）へ派遣されている保健師（係長級）は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師（主事級）は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

② 職員研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

③ 現場研修等の受入状況（随時）

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練の参加、検査の立会等を行う。
〈平成27年度〉

- ・感染症（O26エボラ・新型インフルエンザ）、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加（保健師含む3～4名/回）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策（消火避難訓練ほか）、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加（保健師含む担当者出席）
- ・栄養改善、感染症、医事業事、結核・難病業務（1月）、健康づくり、精神保健業務（2月）の説明・勉強会（保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席）
- ・動物愛護管理担当（12月）、食品担当（1月）の業務概要説明（各3名受入）
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施（保健師含む計14名受入）

〈平成28年度〉

- ・医療機関の監視に同行（事務、保健師、管理栄養士）
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導（監査）への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所（局）担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会（8/4開催）への参加（3名）
- ・医療監視〔県立中央病院 6/30〕（栄養士1名、事務1名参加）
- ・栄養改善業務勉強会〔2回：6/13, 7/11〕（栄養士延べ14名参加）
- ・原子力防災訓練（船舶訓練）〔8/28〕
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言（技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入）
- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール（4月～）、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認（5月）への同行（2名程度/回）、警察との合同検問への参加（2名程度/回）
- ・許認可事務（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等）の事務の流れ、業務内容（6月、2名）
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行（6月、2名）
- ・美容所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・ビル管理者の登録申請検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・簡易宿所の開設検査（現地確認）の同行（6月、1名）
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席（6月、2名）
- ・食品衛生責任者講習会への参加（6月、2名）
- ・食品衛生監視員研修会への参加（7月、1名）
- ・廃棄物処理施設（中間処理）の立入検査（現地確認）の同行（7月、3名）
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行（8月、2名）

④ 今後の予定（これまでの研修等の継続実施を含む）

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施（事前研修・打合せ含む）
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査（廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等）への同行

5 財政影響額の推計（鳥取市）

中核市となって事務を処理するにあたって要する費用等について、増減の影響額の推計をする
とともに、基準財政需要額の増額見込みを算出する。

(1) 経費負担の考え方

| 事務区分 \ 区域 | 鳥取市域分 | 東部4町分 |
|---|-------------------------|----------------------------|
| 法定移管事務 (自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの) | 中核市の事務 (交付税措置) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 関連事務 (法、政省令等に基づく県の事務) | 特例条例による移譲 (権限移譲交付金) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 自治事務(県単独事務) (県条例に基づく県の事務) | 特例条例による移譲 (権限移譲交付金) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 県単独事務 (県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む) | 県事務の受託 (県からの委託料・負担金) | 県事務の受託 (県からの委託料・負担金) |
| 自治事務(市単独事務) | 中核市の事務 (交付税措置) | 県実施 |

(2) 財政影響額（平成28年11月末時点）〔市推計〕

県における平成27年度決算額を基に、中核市移行後の事業費および地方交付税の増額を算出して市において試算したもの。(今後の制度改正等により増減あり)

【収支】

歳入影響額 811,000千円
歳出影響額 811,000千円

※県からの権限移譲交付金及び委託金を財源充当する関連事務及び東部4町分の受託業務の経費を除く。

6 住民等への周知・広報

鳥取市の中核市移行について、住民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する周知を図る。
併せて、中核市移行に伴う市の保健所設置にあたり、県から市へ4町の事務を委託することについて、住民・業者等への周知・広報が重要。

(1) 主な取組状況

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報等による周知

③ 鳥取市中核市移行シンポジウムの開催（市主催・県後援）

鳥取市が市民と長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えるために開催した。

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○基調講演 「中核市移行と地方の未来」 講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長

小林愼太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長

足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表

山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長

田中健志 氏

(株)鳥取銀行 ふるさと振興部長

入江 到 氏

鳥取市長

深澤義彦 氏

アドバイザー 一橋大学 副学長

辻 琢也 氏

④ 住民説明会の開催等

〔鳥取市〕 地域づくり懇談会の場で説明

〔県・4町〕 各町の協力のもと、県主催で説明会を開催。

| 地域 | 日時 | 会場 | 参加者数 |
|-----|-----------------------------|----------------------------------|------|
| 岩美町 | 10月24日（月） 午後7時から午後8時 | 岩美町役場 大会議室 | 48名 |
| 若桜町 | 10月29日（土） 午後1時30分から2時30分 | 若桜町公民館 集会室 | 22名 |
| 智頭町 | 10月25日（火） 午後7時から午後8時 | 智頭町保健医療福祉総合センター 一ぼのぼの ひだまりホール | 20名 |
| 八頭町 | 10月15日（土） 午後1時30分から2時30分 | 郡家保健センター 研修室 | 19名 |

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生等の団体関係者を含む。

⑤ 関係機関・団体等への説明

各関係機関・団体等からの要請に応じ、県・市で説明。（医師会ほか）

(2) 今後の実施計画

① ホームページ（県・市・各町）による周知

② 市報、町報、県政だより等による周知

③ 住民及び関係機関・関係団体等への説明

④ 事業対象者・事業者への案内・周知

中核市移行の政令交付後に窓口、手続き等の案内を行う。

7 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。関係団体、住民への広報・周知を行う。

(1) 国ヒアリング（総務省・厚生省）

従来、県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

〔スケジュール〕

H28.11～ ヒアリングに向けた事前協議（厚生労働省）

H29.1 総務省・厚生労働省ヒアリング

(2) 中核市の指定に係る手続き（地方自治法252条の24）

中核市の指定は、都道府県の同意を経て、市の申出に基づき国（総務大臣）が行う。

〔スケジュール〕

H29.3 ① 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 [H29.3月市議会]

H29.3 ② 市議会が「中核市の申出」議案を審議し、議決 [H29.3月市議会]

H29.4 ③ 市議会での可決を経て、市長が県知事に「中核市指定に係る同意」申入れ

H29.5 ④ 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 [H29.5月県議会]

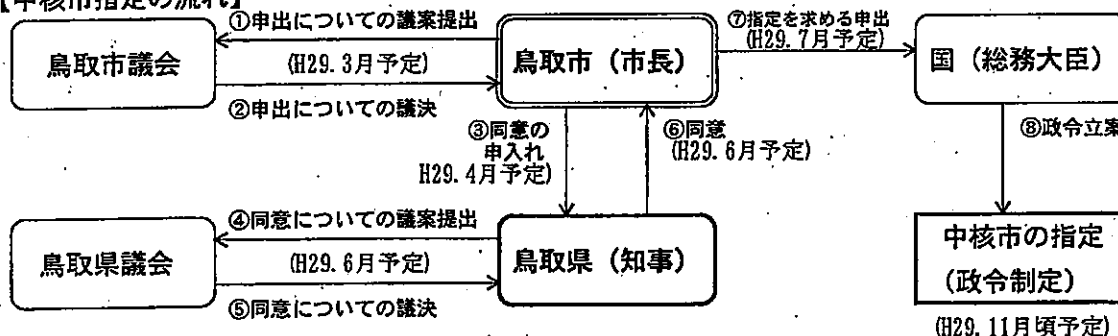
H29.6 ⑤ 県議会は「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決 [H29.5月県議会]

⑥ 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付。

H29.7 ⑦ 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出

H29.11頃 ⑧ 総務大臣は、市を中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立

【中核市指定の流れ】



鳥取市の中核市移行スケジュール（見込み）

平成29年1月13日 現在
地域振興課

| 区分 | 平成26年度 | | 27年度 | | 28年度 | | | 29年度 | | | 30年度 | |
|-------------------|--------|--------------------------------------|------|----|------------------|------|---|---------------------------|------|------|------|------------|
| | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | | 10~12月 |
| 中核市移行手続 | | | | | | | 事前協議 1/25 ヒアリング (総務省) (厚労省) | | | | | |
| | | ○6/10 市長が中核市意向表明 ○中核市移行推進本部、幹事会設置 | | | 国提出資料作成 (県・市) | | | ○2月:中核市移行申出議案提出 →3月:議決 | | | | ◆11月頃 政令指定 |
| 体制整備 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 市保健所 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 職員体制 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 人材育成 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 県・市協議会 (PT・部会) | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 保健所あり方 検討 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 広報・周知 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 市議会 全員協議会 資料 | |
| 月 日 | 平成28年12月2日 |
| 担当課 | 総務部 中核市推進局 健康・子育て推進局 保健所準備室 |

中核市移行に係る進捗状況について

来年1月に行われる予定の国（総務省・厚生労働省）のヒアリング資料をベースに、これまでに県と市で協議・調整してきた事項、現段階で市で検討・準備を行っている事項、今後の調整が必要な事項などについて報告します。

記

| | 〔資料ページ〕 |
|-----------------------|---------|
| 1 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目 | 2 |
| 2 中核市移行に係る経緯 | 3 |
| 3 移譲事務等の概要 | 8 |
| 4 例規整備の概要 | 11 |
| 5 施設等の整備計画 | 13 |
| 6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保 | 18 |
| 7 市財政への影響（推計） | 22 |
| 8 今後のスケジュール | 24 |
| 9 住民周知・広報の取り組み | 26 |

1. 国（総務省・厚生労働省）ヒアリング項目

○ 総務省ヒアリング資料項目

【共同作成分】

- 1 移行に係る経緯と今後のスケジュール
- 2 中核市に係る移譲事務等の概要
- 3 事務処理体制及び人員に関する調べ
- 4 中核市に係る事務の特例の項目数

【市分】

- 1 中核市要件調書
- 2 移行後の組織、移行に伴う組織編成等の具体的な考え方
- 3 移行に係る職員数増減見込み
- 4 今後の定員管理等、給与の適正化等の取組、勤務条件
- 5 中核市移行に伴う市財政への影響、財政収支

【県分】

- 1 当該市の行財政状況等
- 2 中核市移行に伴う県財政への影響

○ 厚生労働省ヒアリング資料項目（保健所政令市移行に係る提出資料）

【共同作成のみ】

- 1 政令市移行の概要（移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針）
- 2 移行に経緯と今後のスケジュール
- 3 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- 4 移行についての都道府県の見解
- 5 移行に伴う施設等整備計画（保健所の整備方針、関連施設の整備計画）
- 6 移行に伴う組織の見直し概要（組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照）
- 7 移行時の保健所の職員の配置計画
- 8 県内の保健所配置状況の比較
- 9 移譲事務等の概要

2 中核市移行に係る経緯

【これまでの経緯（平成28年度）】

（●県（協議会等）関係 ◆市議会関係 ○市（推進本部等）関係）

| 時 期 | 中核市移行準備等 |
|----------|--|
| 4月1日 | <p>中核市移行推進に向けた組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中核市推進監」を「中核市推進局」とし、職名としての「中核市推進監（部長級）」を「局長（部長級）」に、同局「参事（課長級）」を「局次長（課長級）」に変更 <p>●鳥取県に保健師1名を研修派遣。鳥取県より人事交流として保健師1名の派遣を受ける。</p> <p>市報：4月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑨「中核市になるとどう変わる？ [保健衛生分野③]」 |
| 4月5日 | <p>新規採用職員研修において中核市移行に関する概要説明</p> <p>県東部庁舎に係る事務打ち合わせ</p> |
| 4月7日 | ○鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第12回〕 |
| 4月13日 | ○鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（例規整備WG）〔第2回〕 |
| 4月14日 | ●保健所の設置準備に係る進捗状況及び今後の予定に関する意見交換（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所） |
| 4月15日 | ○鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第5回〕 |
| 4月18日 | 市：政策推進会議（鳥取市保健所の暫定施設の整備について） |
| 4月19日 | ●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第5回〕 |
| 4月28日 | 茅ヶ崎市視察（中核市推進局、保健所準備室） |
| 5月1日 | <p>市報：5月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？ [保健衛生分野④]」 |
| 5月26、27日 | <p>鳥取市の中核市移行 職員研修会 開催（於：人権交流プラザ 約500名参加）</p> <p>(1) 講演 演題 「中核市移行と新たな広域連携」 講師 総務省 自治行政局 市町村課 課長補佐 木本光彌 氏</p> <p>(2) 鳥取市の取り組み説明</p> |
| 5月31日 | ●保健所（暫定施設）の整備に係る意見聴取 |

(東部福祉保健事務所)

- 6月1日 市報：6月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野⑤]」
- 6月3日 ◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第6回〕
- 6月10日 ◆鳥取市議会全員協議会
(6月議会
本会議)
・中核市移行に係る進捗状況について
- 6月21日 ●県市文教部会（教職員研修関係）関係者打ち合わせ会議
- 6月27日 市：政策推進会議（鳥取市保健所（暫定施設）の整備方針について）
◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第13回〕
- 7月1日 市報：7月号による広報
・中核市お知らせコーナー⑪「中核市移行へ向けた具体的なスケジュール」
地域づくり懇談会〔倉田地区〕にて概要説明
- 7月5日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
- 7月6日 地域づくり懇談会〔醇風地区〕にて概要説明
- 7月7日 ●保健所（駅南庁舎）の整備に係る意見聴取
（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
- 7月8日 地域づくり懇談会〔城北地区〕にて概要説明
- 7月12日 地域づくり懇談会〔大和地区〕にて概要説明
- 7月13日 ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議（情報・通信関係）
- 7月15日 地域づくり懇談会〔瑞穂地区〕にて概要説明
- 7月20日 地域づくり懇談会〔成器地区〕にて概要説明
- 7月21日 ◎中核市移行調整状況等の各課等ヒアリング（～7/27）
- 7月22日 地域づくり懇談会〔富桑地区〕にて概要説明
- 7月25日 「東部生活環境事務所関係団体連絡会」で中核市移行概要説明

| | |
|-----------------------|---|
| 7月29日 | 地域づくり懇談会〔中郷地区〕にて概要説明 |
| 8月1日 | 市報：8月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑬「中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕」 |
| 8月2日 | 地域づくり懇談会〔米里地区〕にて概要説明 |
| 8月4日 | 奈良市視察（駅南庁舎健康・子育て機能検討WGほか） |
| 8月5日 | 地域づくり懇談会〔松保地区〕にて概要説明 「ミニのぼり旗」を市の窓口等に設置 |
| 8月9日 | 地域づくり懇談会〔国英地区〕にて概要説明 |
| 8月17日 | 地域づくり懇談会〔大正地区〕にて概要説明 |
| 8月19日 | 地域づくり懇談会〔明德地区〕にて概要説明 |
| 8月23日 | 地域づくり懇談会〔豊実地区〕にて概要説明 |
| 8月26日 | 地域づくり懇談会〔湖山西地区〕にて概要説明 |
| 8月30日 | ●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第6回〕 地域づくり懇談会〔美保南地区〕にて概要説明 |
| 8月31日 | 保健所（暫定施設：さざんか会館）整備に関する説明（→社協・ボラセン） |
| 9月1日 | 市報：9月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑭「中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕」 |
| 9月2日 (9月議会 本会議) | ◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について |
| 9月20日 | ●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議 |
| 9月29日 | ◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第14回〕 |
| 10月1日 | 市報：10月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑮ 「中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕」 |
| 10月4日 | 地域づくり懇談会〔浜村地区〕にて概要説明 |

- 10月11日 ●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会
(生活・環境部門)
- 10月12日 ●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会
(福祉・保健・医療部門)
- 地域づくり懇談会〔修立地区〕にて概要説明
- 10月14日 地域づくり懇談会〔東郷地区〕にて概要説明
- 10月15日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(八頭町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月19日 ●中核市移行後の災害医療救護に関する担当者意見交換会
- 10月21日 市長定例記者会見：中核市移行に向けての動き～中核市移行シンポジウムの開催
- 10月24日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(岩美町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月25日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(智頭町) ※ 県主催(市も同席)
- 10月29日 ●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会(若桜町) ※ 県主催(市も同席)
- 11月1日 市報：11月号による広報
・特集：中核市移行をめざして
・中核市お知らせコーナー⑩
「中核市になるとどう変わる？[都市計画・まちづくり分野②]」
- 11月4日 地域づくり懇談会〔青谷地区〕にて概要説明
- 11月4、5日 ケーブルテレビによる広報
・「中核市をめざして」
- 11月7日 ◎鳥取市中核市移行推進本部〔第11回〕
- 11月8日 東部医師会にて概要説明
- 地域づくり懇談会〔鹿野地区〕にて概要説明
- 11月10日 松江市視察(中核市推進局、保健所準備室)
- 11月11日 地域づくり懇談会〔宮下地区〕にて概要説明
- 11月15日 鳥取市政顧問会にて概要説明

| | |
|-------------------------|---|
| | 地域づくり懇談会〔西郷地区〕にて概要説明 |
| 11月16日 | ●職員組織等に関する意見交換会 |
| 11月18日 | 地域づくり懇談会〔社地区〕にて概要説明 |
| 11月19日 | F M鳥取(RADIO BIRD)による広報 ・鳥取シティトーク 中核市への移行と保健所の設置 |
| 11月22日 | 地方創生・地域経済対策協議会にて概要説明 地域づくり懇談会〔千代水地区〕にて概要説明 |
| 11月24日 | 鳥取市「中核市移行シンポジウム」開催(於:鳥取市民会館 約350名参加) (1)基調講演 演題「中核市移行と地方の未来」 講師 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏 (2)パネルディスカッション テーマ「中核市移行とまちの未来」 |
| 11月25日 | 地域づくり懇談会〔佐治地区〕にて概要説明 |
| 11月29日 | 地域づくり懇談会〔賀露地区〕にて概要説明 |
| 12月1日 | 市報:12月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑱ 「中核市になるとどう変わる?〔教育分野①〕」 |
| 12月2日 (12月議会 本会議) | ◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について |

3 移譲事務等の概要

中核市へ移行することにより、市は県から約2,600事務の移譲を受けます。

また、中核市は保健所の設置が義務付けられますが、医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図ること、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう、県から委託を受けて連携実施します。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H28. 11. 1 現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

| 区分 | 所管・移譲・委託事務項目数 | | | | | | 合計 |
|-------|---------------|-------|-----|-------------|------|-----|-------|
| | 民生 | 保健衛生 | 環境 | 都市計画 ・建設 | 文教行政 | その他 | |
| 市分 | | | | | | | |
| 法定事務 | 527 | 772 | 246 | 82 | 27 | 43 | 1,697 |
| 関連事務 | 96 | 468 | 64 | 30 | 0 | 6 | 664 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 109 | 0 | 0 | 0 | 230 |
| 計 | 623 | 1,361 | 419 | 112 | 27 | 49 | 2,591 |
| 4町分 | | | | | | | |
| 法定事務 | 194 | 775 | 239 | 0 | 0 | 27 | 1,235 |
| 関連事務 | 91 | 468 | 64 | 0 | 0 | 6 | 629 |
| 県単独事業 | 0 | 121 | 107 | 0 | 0 | 0 | 228 |
| 計 | 285 | 1,364 | 410 | 0 | 0 | 33 | 2,092 |

※ 法令等の条項数により項目数を整理したもの。

※ 「法定事務」には、法令上、中核市の権能となる事務、「関連事務」には知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※ H28. 11. 1 現在で県・市の事務レベルで調整した項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数 平成28年11月1日現在
2,213事務 ⇒ 2,591事務

【主な増減の理由】

- ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加
- ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30. 4までに施行されるものを含む）（児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）
- ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの（社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法など）

(2) 県から市、市から県への事務の委託等 県市間で調整中

- ア 県から市への委託
 - ・ 県東部 4 町に係る保健所業務
- イ 市から県への委託
 - ・ 衛生環境研究所における検査
 - ・ 教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績 (H27 年度)

各行政分野における主な業務と平成 27 年度の県における取扱実績等(市及び 4 町に関わるものの件数) は次のとおりです。

ア 民生行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|----------------------|---|
| 身体障害者手帳の交付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付（再交付を含む） 市 555 件 4 町 (144 件) ・ 手帳の返還及び返還命令 市 520 件 4 町 (154 件) ・ 手帳交付者の居住地変更届受理 市 240 件 4 町 (28 件) |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定 市 13 件 4 町 (2 件) |
| 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金の貸付 市 14 件※4 町県実施(2 件) |
| 小児慢性特定疾患医療費の給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市 196 人 4 町(31 人) |
| 老人福祉施設の設置認可・監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター等の届出事項の変更受理 市 246 件 4 町(24 件) ・ 有料老人ホーム設置及び変更の届出 市 6 件 ※4 町県実施(3 件) |
| 介護サービス事業者の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護サービス事業者の指定 市 34 件 4 町(1 件) |
| 生活保護医療機関等の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定 市 86 件※4 町県実施(9 件) ・ 指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市 847 件※4 町県実施(62 件) ・ 指定介護機関の指定 市 42 件※4 町県実施(3 件) |
| 社会福祉審議会の設置・運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の開催 年 2 回(県全体) |
| 民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣への民生委員の推薦 市 6 件※4 町県実施(2 件) ・ 民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市 516 件 ※4 町県実施(170 件) |

イ 保健衛生分野

| 主な業務 | 取扱実績等 |
|---------------------|---|
| 感染症の予防・感染症の患者に対する医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の勧告及び実施 市 317 件 4 町(70 件) ・ 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市 13 件 4 町(5 件) ・ 結核患者の医療費に係る費用の負担 市 36 件 4 町(13 件) |
| 難病医療費の助成申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療費の給付対象者 市 1,364 人 4 町(304 人) |
| 精神保健・精神障がい者福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談指導 市 442 件 4 町(331 件) ・ 措置の決定・措置入院の通知 市 16 件 4 町(1 件) ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付 市 1,279 件 4 町(199 件) |

| | | |
|-----------------|---|--|
| 医事・薬事に係る許可・立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の立入検査 薬局開設の許可、更新許可 毒物劇物販売業者の立入検査 | 東部全体 45 件 市 15 件 4 町 (2 件) 東部全体 65 件 |
| 食品営業施設の許可、監視指導 | <ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設等の許可 食品営業施設等の監視指導 | 市 818 件 4 町 (153 件) 東部全体 2,869 件 |
| 食品表示適正化指導 | <ul style="list-style-type: none"> 立入検査等 | 市 90 件 4 町 (23 件) |
| 環境衛生施設の監視・検査 | <ul style="list-style-type: none"> 旅館業 (78 件)、興行場 (1 件)、公衆浴場 (19 件)、理容所 (16 件)、美容所 (27 件)、クリーニング所 (11 件)、温泉利用施設 (38 件)、源泉 (59 件)、飲料水施設 (114 件)、ビル管登録事務所 (10 件) | |
| 狂犬病予防・動物愛護 | <ul style="list-style-type: none"> 犬・猫の引取り 未登録犬の捕獲 負傷動物の収容 | 東部全体 245 件 東部全体 58 件 東部全体 29 件 |

ウ 環境行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 | |
|-----------------------------|---|---------------------------------|
| 一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分量の許可 処理施設、排出事業所等に対する立入検査 | 東部全体 7 件 東部全体 1,098 件 |
| ばい煙発生施設の届出受理・立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設の設置の届出の受理 ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 | 市 3 件※4 町実績なし 市 21 件※4 町実績なし |
| 大気汚染等の常時監視 | <ul style="list-style-type: none"> 大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視 | |

エ 都市計画・建設行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 | |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 | <ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅の登録 サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 | 市 3 件※4 町県実施(なし) 市 9 件※4 町県実施(なし) |
| 建設資材の再資源化に関する立入検査 | <ul style="list-style-type: none"> 建設工事現場等への立入検査 | H27 実績なし |
| 屋外広告業者の登録・指導・監督 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告業者の登録の義務づけ 屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 | 県全体 80 件 H27 実績なし |

オ 文教行政分野

| 主な業務 | 取扱実績等 | |
|--------------------|---|-------------------------------|
| 小中学校県費負担教職員の研修 | <ul style="list-style-type: none"> 初任者研修、10年目研修、専門研修等の実施 | |
| 重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等 | <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財の現状変更等の許可 文化財である埋蔵物の提出受理等 | H27 実績なし 市 18 件※4 町県実施(なし) |

4 例規整備の概要

中核市移行に伴い、基準、手続等必要な事項を定めるため、次の例規の整備を行います。
条例制定・改廃の議案は、平成 29 年 12 月議会を予定します。

| No. | 条例・規則等の名称 | 区分 | | 新規・改正 の区別 | 関連法令 | 市担当課 |
|-----|--|----|-----|--------------|---|---------------|
| | | 条例 | 規則等 | | | |
| 1 | 鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例 | ○ | | 新規 | 児童福祉法 | 児童家庭課 |
| 2 | 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例 | ○ | | 新規 | 児童福祉法 | 児童家庭課 |
| 3 | 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 児童福祉法 | 児童家庭課 |
| 4 | 鳥取市社会福祉審議会条例 | ○ | | 改正 | 児童福祉法、民生委員法、身体障害者福祉法、社会福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 児童家庭課、障がい福祉課等 |
| 5 | 鳥取市民生委員定数条例 | ○ | | 新規 | 民生委員法 | 障がい福祉課 |
| 6 | 鳥取市保護施設の設備及び運営に関する条例 | ○ | | 新規 | 生活保護法 | 生活福祉課 |
| 7 | 鳥取市保護施設に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 生活保護法 | 生活福祉課 |
| 8 | 鳥取市軽費老人ホームに関する条例 | ○ | | 新規 | 社会福祉法(老人福祉法) | 高齢社会課 |
| 9 | 鳥取市軽費老人ホームに関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 社会福祉法(老人福祉法) | 高齢社会課 |
| 10 | 鳥取市婦人保護施設に関する条例 | ○ | | 新規 | 社会福祉法(売春防止法) | 児童家庭課 |
| 11 | 鳥取市婦人保護施設に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 社会福祉法(売春防止法) | 児童家庭課 |
| 12 | 鳥取市社会福祉法施行細則 | | ○ | 改正 | 社会福祉法 | 高齢社会課 |
| 13 | 鳥取市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例 | ○ | | 新規 | 老人福祉法 | 高齢社会課 |
| 14 | 鳥取市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 老人福祉法 | 高齢社会課 |
| 15 | 鳥取市特別会計条例 | ○ | | 改正 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法、 | 行財政改革課 |
| 16 | 鳥取市母子父子寡婦福祉資金等貸付規則 | | ○ | 新規 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法、 | 児童家庭課 |
| 17 | 鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例 | ○ | | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 18 | 鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 19 | 鳥取市障害者支援施設に関する条例 | ○ | | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 20 | 鳥取市障害者支援施設に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 21 | 鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例 | ○ | | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 22 | 鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 23 | 鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 | | ○ | 改正 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障がい福祉課 |
| 24 | 鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 | | ○ | 新規 (制定検討) | 鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 障がい福祉課 |
| 25 | 鳥取市身体障害者福祉法施行細則 | | ○ | 新規 (制定検討) | 鳥取市身体障害者福祉法施行細則 | 障がい福祉課 |
| 26 | 鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例 | ○ | | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 27 | 鳥取市居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 28 | 鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例 | ○ | | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 29 | 鳥取市指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 30 | 鳥取市居宅介護支援事業に関する条例 | ○ | | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 31 | 鳥取市居宅介護支援事業に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 32 | 鳥取市介護保険施設に関する条例 | ○ | | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 33 | 鳥取市介護保険施設に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 介護保険法 | 高齢社会課 |
| 34 | 鳥取市食品衛生条例 | ○ | | 新規 | 食品衛生法 | 保健所準備室 |
| 35 | 鳥取市食品衛生条例施行規則 | | ○ | 新規 | 食品衛生法 | 保健所準備室 |
| 36 | 鳥取市手数料条例 | ○ | | 改正 | 食品衛生法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、死体解剖保存法、整容師法、化粧師法等に関する法律、医療法、クリーニング業法、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、と畜場法、美容師法、臨床検査技師等に関する法律に基づく事務、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、浄化槽法、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、温泉法、屋外広告物法 | 保健所準備室、生活環境課等 |

| | | | | | | |
|----|---|----|----|----|-----------------------------------|----------|
| 37 | 鳥取市興行場法施行条例 | ○ | | 新規 | 興行場法 | 保健所準備室 |
| 38 | 鳥取市旅館業法施行条例 | ○ | | 新規 | 旅館業法 | 保健所準備室 |
| 39 | 鳥取市公衆浴場法施行条例 | ○ | | 新規 | 公衆浴場法 | 保健所準備室 |
| 40 | 鳥取市感染症審査協議会条例 | ○ | | 新規 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 中央保健センター |
| 41 | 鳥取市保健所条例 | ○ | | 新規 | 地域保健法 | 保健所準備室 |
| 42 | 鳥取市理容師法施行条例 | ○ | | 新規 | 理容師法 | 保健所準備室 |
| 43 | 鳥取市化製場等に関する法律施行条例 | ○ | | 新規 | 化製場等に関する法律 | 生活環境課 |
| 44 | 鳥取市化製場等に関する法律施行細則 | | ○ | 改正 | 化製場等に関する法律 | 生活環境課 |
| 45 | 化製場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第5条第4号の規程に基づく衛生条必要な措置を定める条例 | ○ | | | 化製場等に関する法律 | 生活環境課 |
| 46 | 鳥取市医療法施行条例 | ○ | | 新規 | 医療法 | 保健所準備室 |
| 47 | (鳥取市クリーニング業法施行条例) | ○ | | | クリーニング業法 | 保健所準備室 |
| 48 | 鳥取市美容師法施行条例 | ○ | | 新規 | 美容師法 | 保健所準備室 |
| 49 | 鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 | ○ | | 新規 | 浄化槽法 | 下水道経営課 |
| 50 | 鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 浄化槽法 | 下水道経営課 |
| 51 | 鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例 | ○ | | 新規 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 生活環境課 |
| 52 | 鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 動物の愛護及び管理に関する法律 | 生活環境課 |
| 53 | 鳥取市狂犬病予防法施行細則 | | ○ | 改正 | 狂犬病予防法 | 生活環境課 |
| 54 | 鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例 | ○ | | 新規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 生活環境課 |
| 55 | 鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例施行規則 | | ○ | 新規 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 生活環境課 |
| 56 | 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 | ○ | | 改正 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 生活環境課 |
| 57 | 鳥取市屋外広告物条例 | ○ | | 改正 | 屋外広告物法 | 都市環境課 |
| 58 | 鳥取市屋外広告物条例施行規則 | | ○ | 改正 | 屋外広告物法 | 都市環境課 |
| 59 | 鳥取市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱 | | ○ | 新規 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務 | 建築住宅課 |
| 60 | 鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 | ○ | | 新規 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 児童家庭課 |
| 61 | 鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 | | ○ | 新規 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 児童家庭課 |
| 62 | 鳥取市幼保連携型認定こども園審議会条例 | ○ | | 新規 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 児童家庭課 |
| | 合計 | 36 | 26 | | | |

(注) 上記以外に、これらの条例の制定又は改廃に関連する既存の条例の改正や、事務分掌、人事・給与、服務等に関する条例の制定又は改正を検討しています。

5 施設等の整備計画

中核市移行後、危機管理等を含めて県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、移行後も同様のサービスが行えるよう、必要な施設、設備の整備を行います。

(1) 東部圏域の保健所の体制

〔参考〕鳥取県の保健所の管轄区域

【現行】

【鳥取市中核市移行後 H30.4～】

| 〔鳥取県〕 | | | 〔鳥取市〕 | | | |
|-----------|-------------|--|---|-------------|--------------------------------|--|
| 保健所 | 職員数 (人) | 管轄市町村 | 保健所 | 職員数 (人) | 人口(人)/ 面積(km ²) | 管轄市町村 |
| 鳥取 保健所 | 88 (74) | 鳥取市、 岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町 | 鳥取市 保健所 | 約60 | 232,669/ 1,518.22 | 鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町) ※ 県から4町に 係る保健所業 務を受託実施 |
| | | | 市本庁業務 老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、母子・ 父子・寡婦福祉資金業務、環境行政・廃棄物行政 等 | | | |
| | | | 〔鳥取県〕 (県本庁) 身体障害者・知的障害者更生相談所業務、児童 福祉施設(保育所等)の指導監査、自然公園許認 可などの業務 | | | |
| 倉吉 保健所 | 68 (58) | 倉吉市、三朝町、湯梨 浜町、琴浦町、北栄町 | 倉吉 保健所 | 68 (58) | 104,367/ 780.43 | 同左 (1市4町) |
| 米子 保健所 | 101 (86) | 米子市、境港市、日吉 津村、大山町、南部町、 伯耆町、日野町、江府 町 | 米子 保健所 | 101 (86) | 236,612/ 1,208.40 | 同左 (2市6町 1村) |

※ 県保健所の職員数は、H28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は、建築住宅課職員を除いた職員定数。

※ H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※ 人口は、H27.10.1国勢調査結果(速報値)。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

(2) 保健所の整備

鳥取市の保健所は駅南庁舎を活用して整備します。

中核市移行(平成30年4月)から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、(仮称)鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する(平成32年3月頃)までの約2年間(暫定期間)は、暫定施設において運営を行います。

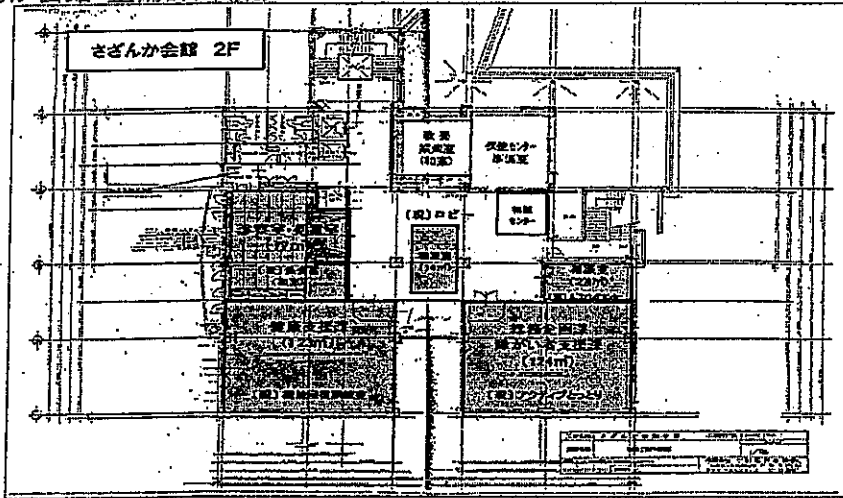
<暫定施設>

暫定期間の保健所は、現在の東部福祉保健事務所の業務は「さざんか会館」において運営し、東部生活環境事務所の業務は現在と同様、県東部庁舎において運営します。

| 部 門 | 現 行 (~H30.3月) | 暫定期間 (H30.4月~H32.3月頃) | 本格稼働 (H32.4月頃~) |
|--------|------------------|--------------------------|--------------------|
| 福祉保健部門 | 東部福祉保健事務所(江津) | さざんか会館及び駅南庁舎 | 駅南庁舎 |
| 生活環境部門 | 東部生活環境事務所(立川) | 県東部庁舎(立川) | |

※ 暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸

<さざんか会館 整備計画(案)>



(3) 駅南庁舎の活用

保健所の施設は、「鳥取市保健所設置基本構想」(平成27年12月策定)に基づき、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保とともに、保健センターや子育て支援部門の配置に必要な施設規模を確保できること、また、鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)や鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)など周辺の福祉関連施設や、鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携が図れること、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点等から、駅南庁舎を活用して整備します。

<鳥取市保健所等(駅南庁舎)整備 基本コンセプト>

駅南庁舎は、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」と位置づけ、必要な機能を配置してサービスの向上を図ります。

① 各機能の適切な配置

- ・ 1階に「健康づくりと子育て支援の総合窓口」、執務スペースを集約し配置します。
- ・ 窓口と執務スペースは、オープンフロアを基本とします。
- ・ 相談や各種検査の来庁者のプライバシーに最大限配慮したレイアウト、導線とします。

② 住民サービス機能の強化

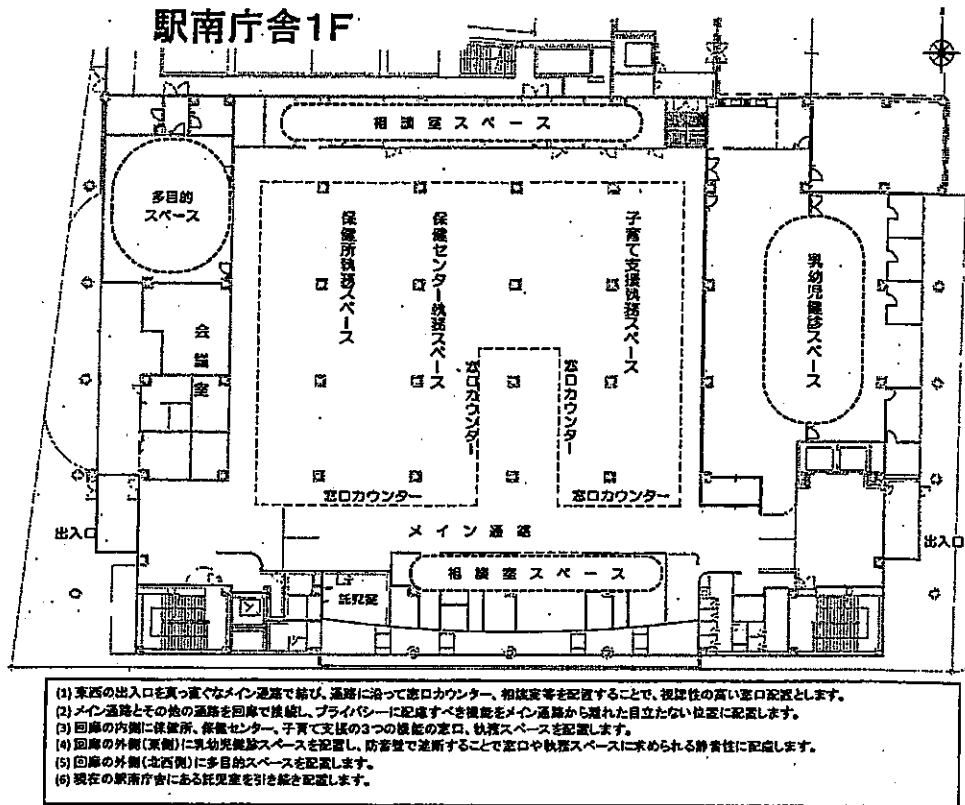
- ・ 託児室を設けます。
- ・ 相談室、会議室、多目的スペースを増やします。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を導入します。

③ 快適で機能的なオフィス環境の整備

- ・ スペースのスタンダード化(標準化)を行います。
- ・ 今後の人員増減など変動要素にも十分配慮します。

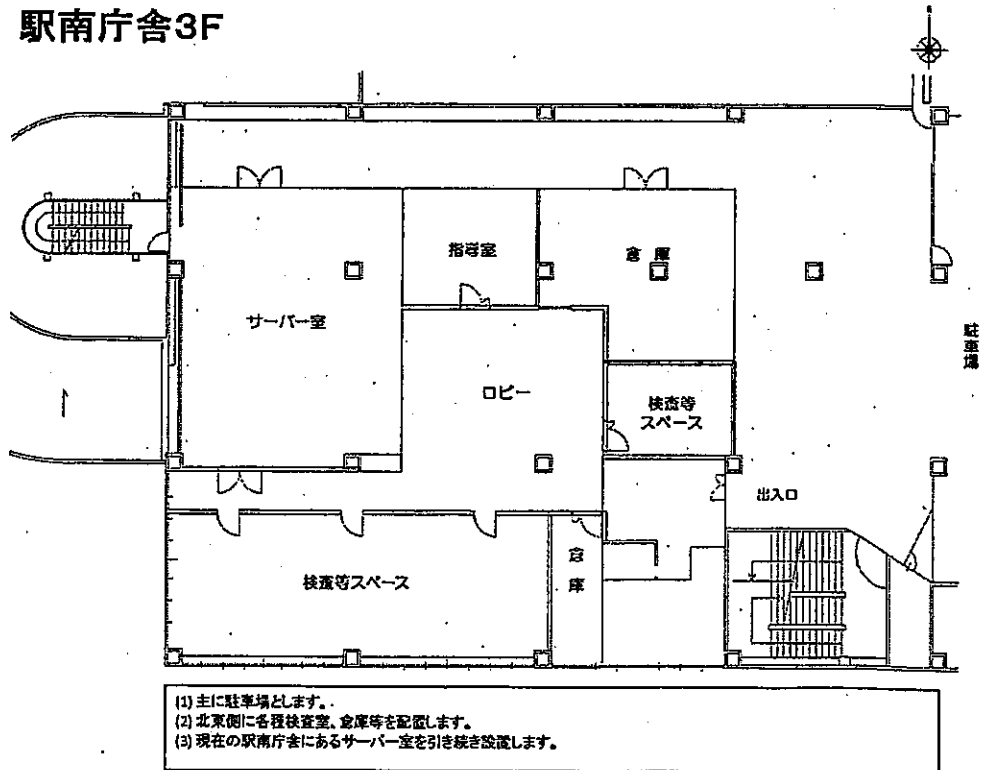
・あらゆるスペースの共有化、集約化により、各機能の連携の向上を図ります。

〈駅南庁舎のレイアウト(案)〉



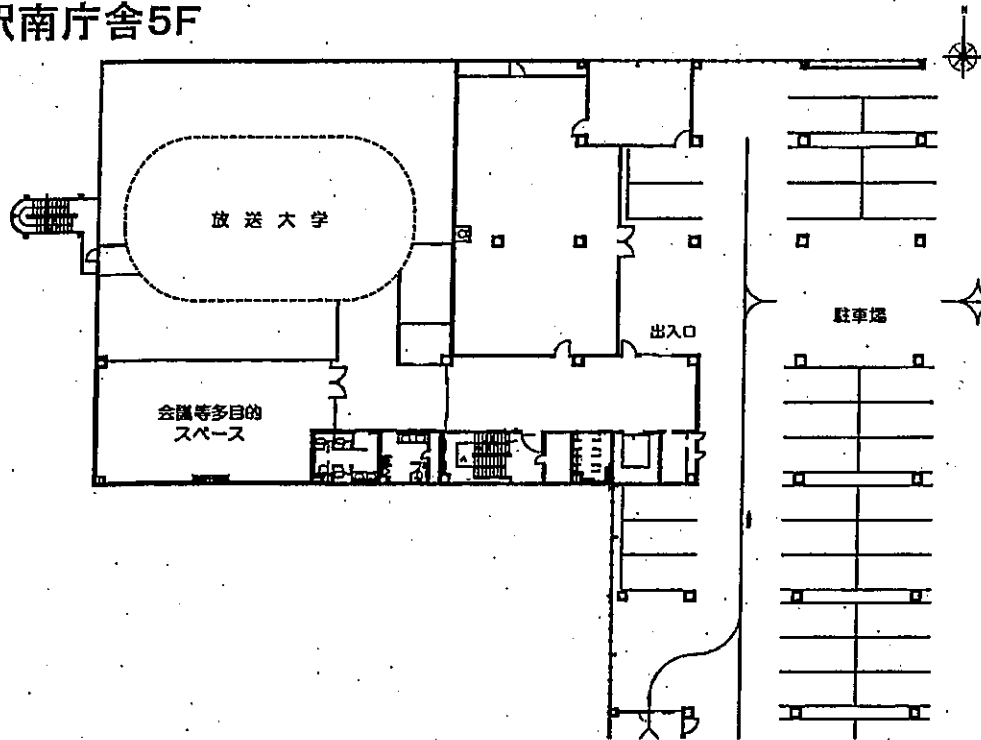
※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎3F



※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

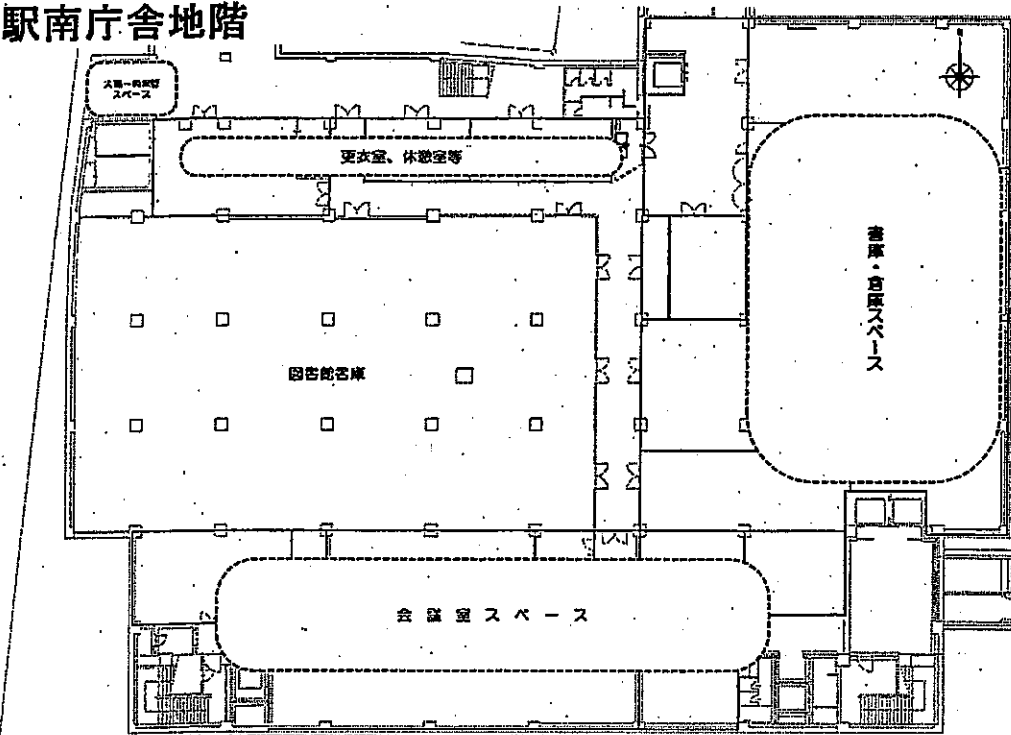
駅南庁舎5F



- (1) 主に駐車場とします。
- (2) 北東側に放送大学を配置します。(現在と同じ)
- (3) 放送大学に隣接する位置に会議等で使用する多目的スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎地階



- (1) 会議室、書庫、倉庫、更衣室、休憩室等を配置します。(現在と同じ)
- (2) 現在の会議室の一部をボランティア団体及び子育てサークルの活動スペースとします。
- (3) 北西側の犬走りに犬猫一時保管スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

(4) 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託します。

(5) 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から譲渡を受けます。

(6) 試験・検査備品等

次のア～オについては、可能なものについて県から譲渡又は貸与を受けます。

ア 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡)

イ 検査機器(血液検査用遠心分離機、画像ビューワシステム、PHメーター、CO濃度計など)

ウ 業務関連備品(医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品)

エ 事務什器(事務机・椅子・ロッカー等で県において引き続き使用するものを除く)

オ 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

(7) 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行います。(県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。)

6 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

ウ 職員の派遣及び人事交流

中核市移行後も、当面の間、県から専門職を中心とした職員派遣等人的的支援を受けるとともに、少数職種（獣医師、薬剤師など）の専門人材確保に努めながら県・市間の人事交流を行う。

(1) 配置する職員数

保健所配置予定職員数 約60人（うち正職員約50人）

本庁配置職員数 約30人（うち正職員約25人）

県から派遣を受ける職員数（平成30年4月1日時点） 約50人

(2) 配置する正職員の職種及び職員数（見込み）

| 職 種 | 人 員 | 対 応 業 務 |
|-----------|-----|--|
| 医師 | 1 | 保健所長 |
| 放射線（X線）技師 | (1) | 病院等の立ち入り検査における医療監視等 |
| 保健師 | 16 | 健康危機管理、感染症、難病、精神保健等 |
| 薬剤師 | 4 | 医事・薬事に関する許可、立ち入り検査等 |
| 獣医師 | 4 | 狂犬病予防、動物愛護等 |
| 管理栄養士 | 1 | 食育、栄養改善等 |
| 歯科衛生士 | 1 | 歯科保健 |
| 衛生技師 | 15 | 環境衛生施設の監視・検査、食品営業施設の監視指導 （環境衛生指導員、食品衛生監視員）等 |
| 指導主事 | 2 | 教職員研修の実施 |
| 事務 | 31 | 庶務、業務管理等 |

※ 放射線（X線）技師は、鳥取県との併任による配置を検討中。

(3) 移行後の組織体制 (案)

(※ 変更箇所。人数は非常勤職員を含む。)

| 現 行 | 移行後 (保健所暫定期間) |
|---|---|
| <p><u>福祉保健部 (180人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (25人) — 地域包括ケア推進課 (12人) — 鳥取中央地域包括支援センター (16人) — 鳥取こやま地域包括支援センター (9人) — 鳥取南地域包括支援センター (4人) — 鳥取西地域包括支援センター (6人) — 障がい福祉課 (17人) — 生活福祉課 (41人) — 保険年金課 (49人) <ul style="list-style-type: none"> └ 健診推進室 (13人) *再掲 | <p><u>福祉保健部 (177人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (22人) — 地域包括ケア推進課 (12人) — 鳥取中央地域包括支援センター (16人) — 鳥取こやま地域包括支援センター (9人) — 鳥取南地域包括支援センター (4人) — 鳥取西地域包括支援センター (6人) — 障がい福祉課 (17人) — 生活福祉課 (41人) — 保険年金課 (36人) <ul style="list-style-type: none"> └ (仮称) 指導監査課 (13人) |
| <p><u>健康・子育て推進局 (83人)</u> 局長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 (5人) <ul style="list-style-type: none"> └ 保健所準備室 (5人) *再掲 — 児童家庭課 (27人) — 中央保健センター (34人) — こども発達・家庭支援センター (16人) | <p><u>(仮称) 健康子育て部 (156人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 (5人) — 児童家庭課 (30人) — 中央保健センター (34人) <ul style="list-style-type: none"> └ 健診推進室 (13人) — こども発達・家庭支援センター (16人) — 保健所 (1人) <ul style="list-style-type: none"> └ 総務企画課 (6人) └ 障がい者支援課 (10人) └ 健康支援課 (24人) └ 生活安全課 (16人) |
| <p><u>環境下水道部 (70人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 下水道管理室 — 下水道経営課 (19人) — 下水道建設課 (12人) — 生活環境課 (18人) | <p><u>環境下水道部 (85人)</u> 部長 (1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 下水道管理室 — 下水道経営課 (19人) — 下水道建設課 (12人) — 生活環境課 (2.2人) — (仮称) 環境・循環推進課 (11人) |
| <p><u>教育委員会事務局 (97人)</u></p> <p style="text-align: right;">※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (4人) | <p><u>教育委員会事務局 (102人)</u></p> <p style="text-align: right;">※ 抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 (20人) <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (9人) |

(4) 研修の状況及び研修計画

① 人事交流(相互派遣)及び職員研修計画

- ・平成28年度から保健師1名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、HIV等の事務を担っている。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っている。

- ・長期派遣研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成29年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っている。

| 年度 | 派遣人員 | (県)鳥取保健所への派遣先 (H29は調整中) |
|----|------|---|
| 28 | 1 | 健康支援課(保健師1) |
| 29 | 6 | 福祉企画課(事務2)、環境・循環推進課(事務2)、生活安全課(事務1)、障がい者支援課(保健師1) |

※平成29年度は、単年度での派遣人員及び派遣先(調整中)を掲載。

② 現場研修等の受入状況(随時)

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練参加、検査の立会等を行う。

<平成27年度>

- ・感染症(O26 エボラ・新型インフルエンザ)、DMAT等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加(保健師含む3~4名/回)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- ・空港災害対策(消火避難訓練ほか)、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加(保健師含む担当者出席)
- ・栄養改善、感染症、医事薬事、結核・難病業務(1月)、健康づくり、精神保健業務(2月)の説明・勉強会(保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席)
- ・動物愛護管理担当(12月)、食品担当(1月)の業務概要説明(各3名受入)
- ・衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施(保健師含む計14名受入)

<平成28年度>

- ・医療機関の監視に同行(事務、保健師、管理栄養士)
- ・障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導(監査)への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- ・介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所(局)担当者連絡会への参加
- ・障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会(8/4開催)への参加(3名)
- ・医療監視(県立中央病院6/30)(栄養士1名、事務1名参加)
- ・栄養改善業務勉強会(2回:6/13,7/11)(栄養士延べ14名参加)
- ・原子力防災訓練(船舶訓練)(8/28)
- ・衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言(技師1名、環境事業公社1名を含む計4名受入)

- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール(4月～)、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認(5月)への同行(2名程度/回)、警察との合同検問への参加(2名程度/回)
- ・許認可事務(旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等)の事務の流れ、業務内容(6月、2名)
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行(6月、2名)
- ・美容所の開設検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・ビル管理者の登録申請検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・簡易宿所の開設検査(現地確認)の同行(6月、7月、各1名)
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席(6月、2名)
- ・食品衛生責任者講習会への参加(6月、2名)
- ・食品衛生監視員研修会への参加(7月、1名)
- ・廃棄物処理施設(中間処理)の立入検査(現地確認)の同行(7月、3名)
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行(8月、2名)
- ・医療監視〔渡辺病院 8/23〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・医療監視〔鳥取産院 9/15〕(保健師1名参加)
- ・興行場検査(現地確認)の同行(10月、1名)
- ・石綿撤去現地検査の同行(10月、1名)
- ・医療監視〔鳥取赤十字病院 10/20〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・鳥取中部地震医療救護対策支部視察(10月、2名)
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13、10/19、11/24〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・原子力防災訓練(避難退域時検査)〔11/19〕
- ・医療監視〔生協病院 11/22〕(管理栄養士1名、事務1名参加)

③ 今後の予定(これまでの研修等の継続実施を含む)

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施(事前研修・打合せ含む)
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査(廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等)への同行

(4) 広域的な緊急時の対応(災害医療・健康危機管理・原発など)

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県(本庁、倉吉・米子保健所)と連携して、医療救護等の対応にあたります。

7 市財政への影響（推計）

(1) 経費負担の考え方

| 事務区分／区域 | 鳥取市域分 | 東部4町分 |
|---|-------------------------|----------------------------|
| 法定移管事務 (自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの) | 中核市の事務 (交付税措置) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 関連事務 (法、政省令等に基づく県の事務) | 特例条例による移譲 (権限移譲交付金) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 自治事務（県単独事務） (県条例に基づく県の事務) | 特例条例による移譲 (権限移譲交付金) | 県事務の受託 (県からの委託料) 県実施 |
| 県単独事務 (県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む) | 県事務の受託 (県からの委託料・負担金) | 県事務の受託 (県からの委託料・負担金) |
| 自治事務（市単独事務） | 中核市の事務 (交付税措置) | 県実施 |

(2) 財政影響額（平成28年11月末時点）

中核市移行に伴う財政影響額は次のとおり見込まれます。（県からの権限移譲交付金及び委託金により財源が確保される関連事務及び東部4町に係る受託業務等の経費を除く。）

【収支】

(単位：千円)

| | 影響額 |
|----|---------|
| 歳入 | 811,000 |
| 歳出 | 811,000 |

※ 鳥取県における平成27年度決算額を元に、中核市移行後の事業費及び地方交付税の増額等を算出して試算したもの。

※ この財政影響額は、今後県から提供される情報の更新や制度改正等により、増減することがあります。

【歳入】

(単位：千円)

| 区分 | 影響額 | 主な内訳 |
|-------|----------|--|
| 地方交付税 | 820,000 | ・普通交付税 750,000 ・特別交付税 70,000 |
| 国庫支出金 | 72,000 | ・小児慢性特定疾病対策費 19,000 ・特定不妊治療費助成事業 25,000 ・障がい者地域生活支援事業 14,000 |
| 県支出金 | △107,000 | ・生活保護費負担金(住所不定者) △38,000 ・児童措置費負担金 △24,000 (助産施設、母子生活支援施設等) ・隣保館運営事業 △25,000 ・事務処理特例交付金 △8,000 |
| 手数料等 | 26,000 | ・保健所関係手数料 (生活環境部門関係) 19,200 (福祉保健部門関係) 1,000 ・母子父子寡婦福祉資金償還金 6,000 |
| 合計 | 811,000 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 区分 | 影響額 | 主な内訳 |
|--------|---------|---|
| 民生行政 | 195,000 | ・軽費老人ホーム運営費補助金 111,000 ・民生児童委員活動費補助 39,000 ・障がい者地域生活支援事業 (意思疎通支援事業) 29,000 |
| 保健衛生行政 | 176,000 | ・特定不妊治療費助成事業 49,000 ・小児慢性特定疾病対策費 38,000 ・動物愛護管理推進事業 11,000 ・結核予防対策事業 11,000 ・食品衛生指導事業 3,500 ・検査業務委託費 31,000 (食品検査、感染症検査等) |
| 環境行政 | 27,000 | ・大気汚染防止対策事業 10,000 ・検査業務委託費 15,000 (廃棄物処理施設、ダイオキシン等) |
| 文教行政 | 10,000 | ・教職員研修事務費 3,000 ・教職員研修業務委託費 7,000 |
| その他 | 10,000 | ・包括外部監査委託費 10,000 |
| 人件費 | 393,000 | ・法定移譲事務、県単独事務及び保健所政令市事務における人件費(関連事務及び4町事務は除く) |
| 合計 | 811,000 | |

【参考】県からの条例移譲・委託事務に係る経費(人件費含む)は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

8 今後のスケジュール

地方自治法上の指定手続きを改めて確認。市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される。

(平成28年度) (◆市議会関係)

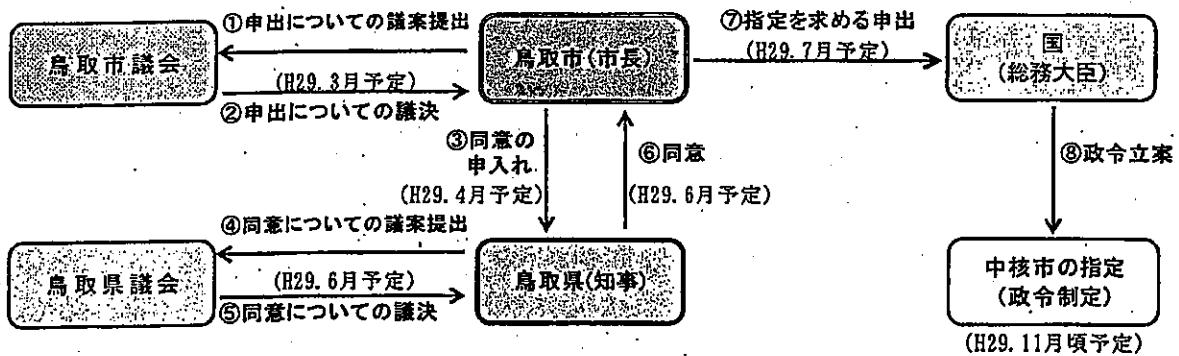
| 時期 | 中核市移行準備等 |
|--------------|------------------------------|
| 平成29年 1月頃 | 厚生労働省ヒアリング 総務省ヒアリング |
| 2月 (2月議会) | ◆市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 |
| 3月 | ◆市議会が「中核市指定の申出」議案を審議し、議決(予定) |

※ ヒアリング (総務省・厚生労働省)

県から提供されている行政サービスの水準が引き続き確保されるよう、市の組織体制、施設、設備等について、中核市移行・保健所設置後も事務執行体制が確保されているか、県の人的支援等、適切な連携・協力関係が確保されているかを確認し、法定手続を迅速・円滑に進めるため実施されるもの。

※ 中核市指定手続きの流れ

中核市の指定手続き



(平成29年度) (◆市議会関係)

| 時 期 | 中核市移行準備等 |
|-----------------------|--|
| 平成29年 4月 | 市議会での可決を経て 市長が県知事に「中核市指定に係る申出の同意」申入れ |
| 5月 | 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 |
| 6月 | 県議会が「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決(予定) 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付 |
| 7月 | 市長が総務大臣に中核市指定を求める申出 |
| 11月頃 | 総務大臣が、中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立 |
| 12月 (12月議会) | ◆市長が市議会に中核市移行に関わる関係条例の制定・改廃議案を提出 |
| 平成30年 2月 (2月議会) | ◆市長が市議会に中核市関連予算議案を提出 |
| 3月 | 県から市への事務引き継ぎ完了 |

(平成30年度)

| 時 期 | 中核市移行準備等 |
|-------------|------------------------|
| 平成30年 4月 | 中核市に移行 (仮称)鳥取市保健所開設 |

9 住民周知・広報の取り組み

中核市制度について、市民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する広報に取り組んでいます。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況等に応じた広報・情報提供等を行います。

(1) パンフレットの作成・配布

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口にて備え付け、来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布しています。

（平成27年10月～）（鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードができます。）

(2) 「すご!うさぎ」の活用による広報

市役所の封筒、配布資料、職員の名刺などに表示することにより広報しています。（平成27年10月～）



平成30年4月1日
鳥取市は中核市に移行予定

平成30年4月1日
鳥取市は中核市に
移行予定

(3) 懸垂幕による広報

市民・事業者とともに気運を醸成するため、第二庁舎へ設置しています。

（平成27年10月～）

(4) モニター（画像放映）による広報

市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターへの画像放映により広報しています。

（平成27年11月～）

(5) 「ミニのぼり旗」による広報

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口にて設置しています。金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口にも設置しています。（平成28年8月～）



(6) 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催（市民・市職員等約350名参加）

国（総務省・厚生労働省）ヒアリング（平成29年1月頃）へ向けた具体的な協議や、市議会へ中核市指定の申出議案の提出（平成29年2月頃）など、具体的な手続きを進めている中、市民の皆さまと長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えようと開催しました。

〔日時〕 平成28年11月24日（木） 午後2時から4時30分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林愼太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

(株)鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

(7) これまでの広報等の取り組み〔継続〕

① 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明並びに意見交換会などを行っています。

② とっとり市報

特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を設けて広報しています。

| 号 | 内容 |
|-----------|--|
| 平成26年 7月号 | 鳥取市は「中核市」をめざします |
| 平成27年 5月号 | 平成30年4月 鳥取市は「中核市」に |
| 7月号 | 【特集】平成30年4月 鳥取市は「中核市」に |
| 8月号 | (1) 中核市をめざす背景 |
| 9月号 | (2) 保健所の仕事と役割 |
| 10月号 | (3) 県から市へ移譲される事務 |
| 11月号 | 中核市移行パンフレット(4P)折込 (4) 中核市『鳥取市』の誕生まで |
| 12月号 | (5) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野①〕 障害者手帳の交付をよりスムーズに、ほか |
| 平成28年 1月号 | (6) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野②〕 民生委員の人数決定ときめ細かな活動の展開、ほか |
| 2月号 | 【特集】鳥取市が保健所を設置します (7) 中核市になるとどう変わる？〔保健衛生分野①〕 妊娠期からの母子保健サービスを一元化 |
| 3月号 | (8) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野②〕 精神保健サービスの充実、ほか |
| 4月号 | (9) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野③〕 食の安全指導などを実施 |
| 5月号 | (10) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野④〕 犬・猫などの動物愛護・管理のサービスを一元化 |
| 6月号 | (11) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野⑤〕 衛生・環境に関するさまざまな届け出などを受付 |
| 7月号 | (12) 中核市移行に向けた具体的なスケジュール 中核市移行職員研修会を開催 |
| 8月号 | (13) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕 産業廃棄物に関する指導など市が担当します |
| 9月号 | (14) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕 大気汚染状況を監視し、情報提供します |
| 10月号 | (15) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕 屋外広告業の登録を行います、ほか |
| 11月号 | 【特集】中核市移行をめざして (16) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野②〕 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行います |
| 12月号 | (17) 中核市になるとどう変わる？〔教育分野①〕 教職員の研修を市独自のカリキュラムで実施 |

③ 鳥取市公式ウェブサイト (※ 主なもの)

- 「前進！中核市へ」(動画：市長が紹介)
- 保健所の設置にあわせて「健康づくりと子育ての総合支援の拠点」の整備
- 中核市移行をめざす「懸垂幕」を設置しています
- 中核市移行『ミニのぼり旗』を設置しています
- 鳥取市の中核市移行 職員研修会を開催しました
- 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催！
- 山陰東部圏域の未来へ向かって発展するまち(連携中枢都市圏)
- 中核市への移行に関するQ&A
- 「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」「鳥取市中核市移行推進本部会議」「鳥取市保健所設置検討委員会」の会議資料 など

(8) 県東部4町における住民説明会

鳥取県では、東部地区4町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)に係る保健所業務を市へ委託することについて、市及び各町と連携し、住民説明会を開催されました。市の担当職員も出席し、説明・対応しました。

| 地 域 | 会 場 | 日 時 |
|-----|-----------------------------|-----------------------|
| 岩美町 | 岩美町役場 3階大会議室 | 10月24日(月) 19:00~20:00 |
| 若桜町 | 若桜町公民館 集会室 | 10月29日(土) 13:30~14:30 |
| 智頭町 | 保健医療福祉総合センター ほのぼのひだまりホール | 10月25日(火) 19:00~20:00 |
| 八頭町 | 郡家保健センター 研修室 | 10月15日(土) 13:30~14:30 |

東部4町住民説明会資料

鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会 次第

- (岩美町会場) 日時：10月24日(月) 午後7時から8時まで
場所：岩美町役場大会議室
- (若桜町会場) 日時：10月29日(土) 午後1時30分から2時30分まで
場所：若桜町公民館集会室
- (智頭町会場) 日時：10月25日(火) 午後7時から8時まで
場所：智頭町保健医療福祉総合センターほのぼの ひだまりホール
- (八頭町会場) 日時：10月15日(土) 午後1時30分から2時30分
場所：八頭町郡家保健センター

- 1 開会あいさつ(鳥取県地域振興課長)

- 2 東部圏域の保健所サービスの提供について 資料1
 - ・保健所とは？
 - ・業務の概要
 - ・サービスの提供体制

- 3 保健所業務の例(現在の業務の例、H30年度以降の住民窓口)
 - (1) 東部福祉保健事務所の例 資料2

 - (2) 東部生活環境事務所の例 資料3

- 4 質疑応答

- 5 閉 会

東部圏域の保健所サービスの提供について

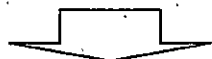
平成30年4月1日を目途に鳥取市が準備を進められている中核市への移行及び市保健所の設置と併せて、県では、現在東部地区4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）の住民の皆様に県が提供している保健所業務を、鳥取市に委託することを検討しています。

県では東部福祉保健事務所と東部生活環境事務所の2機関を合わせて保健所として位置づけて、サービスを提供しています。

- 保健所は、保健・医療に関するサービス、生活環境に関するサービスを提供する公的機関です。（地域保健法に基づいて設置されています。）
- 医師、獣医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門的な職員を配置しています。

【保健所の主な業務】

- 1 保健・医療に関するサービス
 - ・難病、小児慢性特定疾病、肝炎などの医療費の助成申請の受付
 - ・感染症（結核、O157等）の発生時の療養、感染拡大防止の指導
 - ・エイズなどの相談、検査
 - ・精神保健福祉、ひきこもり、依存症などの相談 など
- 2 生活環境に関するサービス
 - ・動物愛護・狂犬病予防
 - ・動物取扱業（ペットショップ等）の登録
 - ・飲食店、旅館業、公衆浴場などの営業許可
 - ・水質・大気に関する相談 など



【H30年4月以降】鳥取市が設置する保健所がサービスを提供します。

《暫定的な市の保健所窓口（予定）》

保健・医療部門：さざんか会館

生活・環境部門：県東部庁舎（現在の東部生活環境事務所）

※鳥取市の新庁舎完成後は、両部門とも市駅南庁舎が窓口の所在地となる予定です。（環境関係の一部業務（産業廃棄物等）については、市役所新庁舎が窓口となる予定です。）

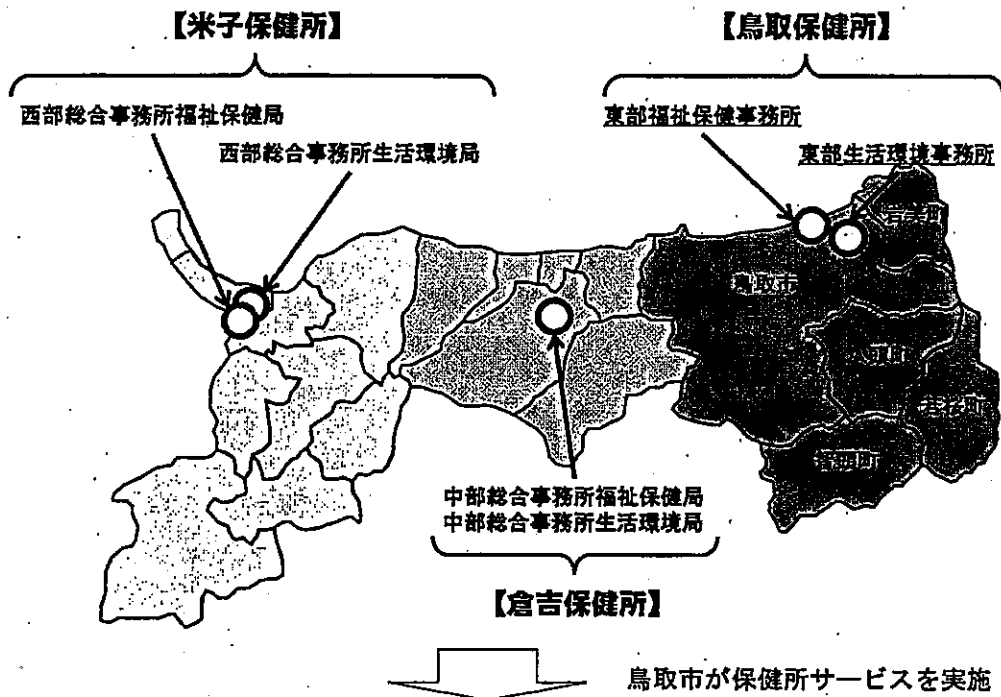
- 提供する住民サービスの水準は変わりません。
 - ・現在、県が実施している住民サービスと同水準のサービスを提供します。
- 相談、手続きの窓口の場所、許可証等の発行者が変わります。
 - ・県の保健所（東部福祉保健事務所、東部生活環境事務所）から、市の保健所に窓口が変わります。
 - ・許可証等の発行者は、「鳥取市保健所長（仮称）」又は「鳥取市長」となる予定です。

新しい保健所窓口の詳細は、平成30年1月ごろに改めてご案内します。

《現在》

【鳥取県内の保健所】

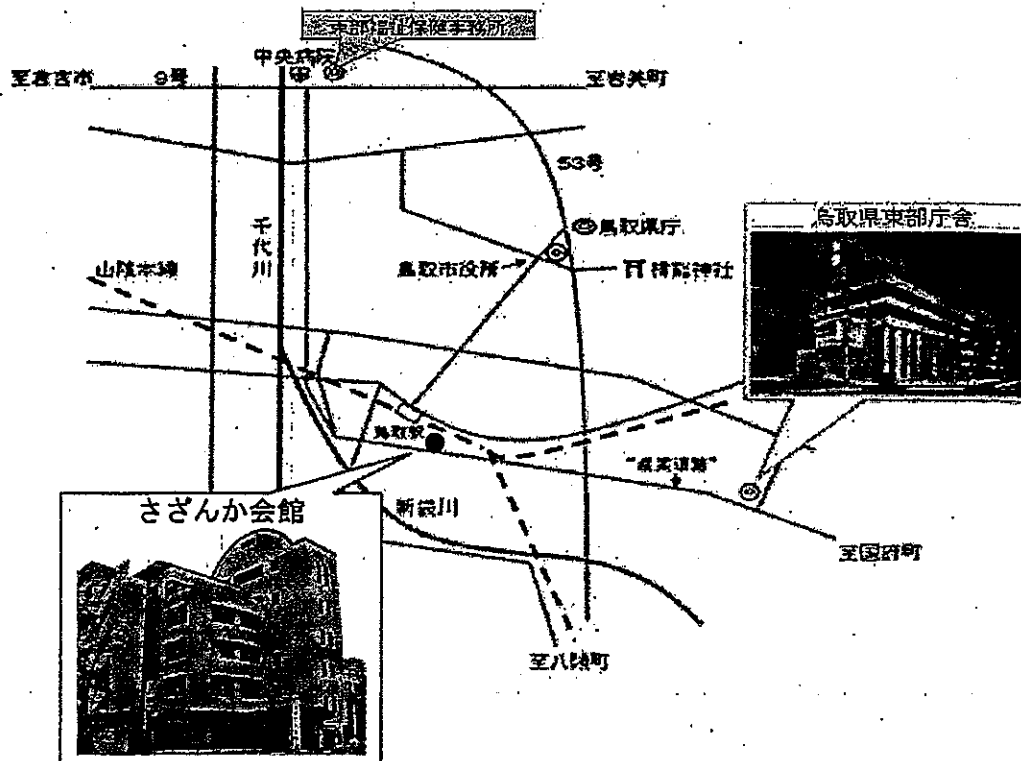
現在、鳥取県においては、鳥取県が東部、中部、西部に保健所を設置しています。
 (福祉部門と生活・環境部門を担当する県の地方機関を保健所として位置づけています。)



《H30年4月(予定)》

【市の保健所窓口(市役所新庁舎整備までの約2年間)】

保健・医療部門：さざんか会館
 生活・環境部門：県東部庁舎(現在の東部生活環境事務所)



福祉保健事務所の業務

資料2

【機能】

- 広域的健康課題への対応
- 広域的・専門的サービスの提供
- 健康危機管理の拠点
- 福祉サービスの提供、医療費助成
- 許認可、届出、免許、監視指導
- 情報提供・普及啓発

【福祉】

ハートフル駐車場利用証の交付、介護保険事業者・障害福祉サービス事業者の指定・指導、保育所等の指導、母子父子寡婦福祉資金の貸付

【障がい者福祉】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、障がい者福祉の相談、ひきこもり・高次脳機能障害、依存症等の相談

【健康づくり】

がん検診推進パートナー企業・禁煙施設の認定、がん患者ウィッグ等購入費用・禁煙治療費助成、不妊治療費助成、特定給食施設・食品表示指導、歯科保健対策

【医薬・感染症】

医療従事者の免許、診療所・薬局等の許可、医療・薬事、難病・肝炎治療の医療費助成、ノロウイルス等感染症対応、結核対策、エイズ等検査、新型インフルエンザ等対応、災害時医療救護

福祉保健事務所の業務

① 広域的健康課題への対応

⇒ がん対策、自死対策、感染制御ネットワーク構築
市町村支援・調整

② 広域的・専門的サービスの提供

⇒ 精神保健福祉相談、ひきこもり・アルコール等
依存症相談、難病対策、
エイズ・性感染症の相談・検査、結核対策

③ 健康危機管理の拠点

⇒ ノロウイルス等感染症・結核への対応、新型インフルエンザ等新たな
感染症への対応、災害医療救護

④ 福祉サービスの提供、医療費助成

⇒ 身体障害者手帳等交付、難病・不妊治療等医療費助成

⑤ 許認可、届出、免許、監視指導

⇒ 介護保険事業所等の指定・指導、診療所・
薬局等の許認可・指導、医療関係者免許交付

⑥ 住民への保健医療情報の提供、健康教育

⇒ 学校・事業所等への出前講座、健康教育



【眠れていますか？みんキャン（自死予防対策）】



【事業所での出前講座】

【業務の事例】医療費の助成・福祉保健医療の相談窓口

●医療費の助成を行っている事業

- 難病：原因が分からない、治療法が確立していない希少な疾患
(パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、強皮症等 受給者数 約1,600人)
- 小児慢性特定疾患：幼少期から長期にわたり治療が必要な慢性疾患
(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患等 受給者数 約200人)
- 肝炎：B型肝炎、C型肝炎(受給者数 約500人)
- 不妊治療費
- がん患者ウイッグ等購入費
- 禁煙治療費

●福祉保健医療の相談窓口

- 精神保健福祉の相談
- アルコール等依存症相談
- 高次脳機能障害・脳脊髄液減少症の相談
- 医療安全相談
- 感染症や健康に関する相談
- エイズ・性感染症の相談、検査



●ハートフル駐車場利用証の発行

-3-

【業務の事例】感染症への対応

結核、O157・ノロウイルス等の感染症への対応

- 医療機関から患者発生届を受理
- 感染拡大防止のための患者等への感染源・接触者の聞き取り調査、指導
 - ※結核の場合は確実な服薬ができるよう治療終了まで家庭訪問や電話により療養を支援
- 学校・保育所・高齢者施設・住民等に対する感染症に関する情報提供及び教育・知識の普及



【家庭訪問による結核服薬指導】



【感染症予防 手洗い指導】



新型インフルエンザ等の新しい感染症への対応

- 患者移送訓練の実施等、新たな感染症発生に備えた体制の整備

【新型インフルエンザ患者移送訓練】

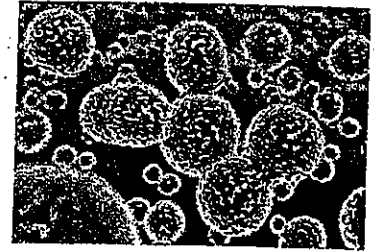
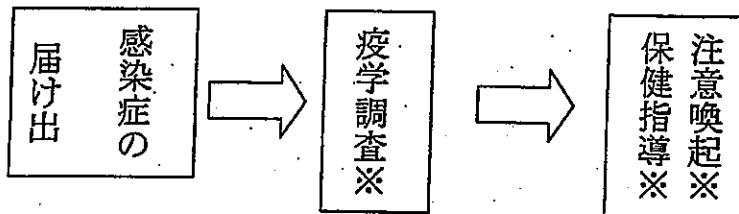
-4-

【福祉保健事務所業務の事例】

感染症対応の業務内容

結核、O-157、麻疹、日本紅斑熱等の患者の発生時
ノロウイルスなど感染性胃腸炎やインフルエンザ等の集団発生時

○発生時の対応



ノロウイルス写真

※疫学調査：感染の拡大を防ぐため医療機関や家庭、保育園、学校などを訪問して感染源や接触者の聞き取りを行う調査

※保健指導：療養指導、感染拡大防止対策の指導

(指導例)

- ・結核とは、結核治療の基本、制度説明
- ・感染性胃腸炎とは
- ・手洗いの励行と環境消毒方法



※注意喚起：報道機関等への資料提供による住民、関係機関などへの注意喚起

○予防活動

- ・広報（県政だより、市町報）
- ・パネル展示（結核、ハンセン、エイズ・性感染症）
- ・世界エイズデー街頭キャンペーン

エイズ検査

○エイズ・性感染症、肝炎、風疹の検査

保健所における定例検査：毎週月曜日の午後実施
(6月・12月の夜間・休日に臨時検査を実施)



生活環境事務所の業務

資料3

■許可、届出、免許

- ・食品営業許可、産業廃棄物処理業・処理施設許可、旅館業許可、公衆浴場許可、理美容所・クリーニング所届出等

■立入検査・監視指導

- ・食品監視・収去検査、許可施設等監視・立入検査、採水検査等

■調査・行政処分

- ・食中毒調査、許可施設の営業停止・許可取消等行政処分

■苦情相談、情報提供・普及啓発

- ・食品・公害苦情相談対応、食中毒予防普及啓発、不法投棄、野焼き、水質汚濁等苦情相談対応

【環境】

大気・水質・土壌・騒音・振動等公害対策、生活排水対策、水道、アスベスト対策、ダイオキシン・化学物質対策、環境教育

【食品・くらし】

食品営業許可、食品衛生監視・指導、食中毒予防、食品表示、調理師・ふく処理師・製菓衛生師、理美容・クリーニング・旅館・興行場・温泉・公衆浴場等の許可・指導、動物愛護・狂犬病予防

【廃棄物】

産業廃棄物処理業・処理施設の許可・監視・指導、不法投棄対策、PCB対策、使用済み物品対策、産業廃棄物の適正処理促進

-1-

生活環境事務所の業務の例

①環境法令に基づく許可・届出審査

⇒ 廃棄物・旅館・公衆浴場・興業場許可、水質汚濁・大気汚染防止・ダイオキシン・理美容・クリーニング所届出

②環境・廃棄物施設の監視・指導

⇒ アスベスト飛散防止指導、不法投棄等不適正事案監視

③環境・廃棄物関係の検査

⇒ 地下水採水、廃棄物処理施設定期検査

④環境・廃棄物に関する苦情対応・調査

⇒ 油流出・魚類へい死や不法投棄・野焼きの苦情対応(原因者指導)

⑤環境法令違反者に対する行政処分

⇒ 廃棄物処理業許可取消、公衆浴場営業停止命令

⑥住民への環境情報の提供・環境教育

⇒ 学校への出前教室、環境イベント開催



排水の採水検査



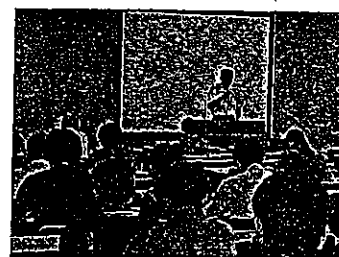
学校への出前説明会

-2-

- 食品営業の許可
- 食品の衛生的な取扱いの監視・指導
- 製造・流通する食品の監視・収去*
- 食品表示の相談対応・指導
- 食品に関する苦情対応・調査
- 食中毒発生時の調査及び原因者への行政処分
- 事業者・住民に対する食品衛生に関する情報提供及び教育・知識の普及



食中毒予防啓発

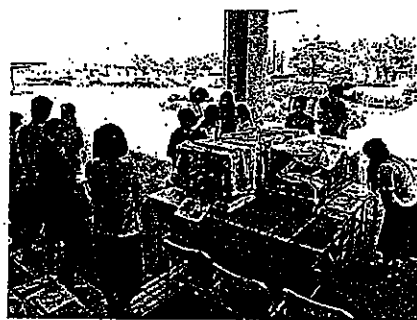


食品衛生責任者講習会

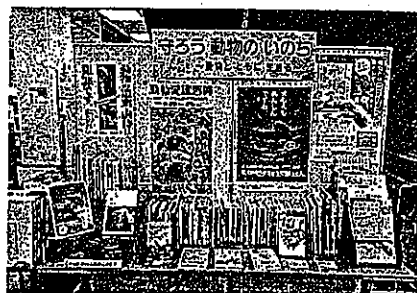
* 収去：食品衛生法に基づき、事業者等から食品を無償で提供いただき、検査の用に供すること。

-3-

- 放浪犬の保護
- 保護した犬猫の飼い主への返還
- 保護した犬猫の譲渡促進
- 動物愛護の普及啓発
- 動物取扱業者（ペットショップ等）の登録
- 動物取扱業者の監視・指導



保護動物の譲渡会



動物愛護普及啓発展示

-4-

【保健所業務の事例（生活・環境関係）】

●産業廃棄物の不法投棄や野焼きへの対応

業務の内容

家屋解体に伴う木くずやコンクリートくず、汚泥などの産業廃棄物の不法投棄事案に対し、投棄者又は土地管理者に撤去指導します。

廃棄物の野焼き（野外焼却）は一部の例外を除き原則禁止されていることから、発見・通報があった場合には、当該行為者に対して再度行わないよう指導します。

●水質汚濁事故への対応

業務の内容

河川や湖沼の油流出事故や魚類へい死事案など水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関（国・県など）と連携し、必要な対応を行います。

●放浪犬の保護

業務の内容

安全で快適な市民生活を守るために、放浪犬の保護を行います。

●収容犬猫の譲渡促進

業務の内容

収容された犬猫で引き取り者のないものについて、終生飼育が可能で適切に飼育していただける方へ譲渡を行います。又、動物愛護団体と連携し譲渡を促進します。

● 動物愛護の普及啓発

業務の内容

動物愛護団体等と連携し、動物とふれあう機会などを増やして動物愛護意識の啓発を行います。

● 食品に関する相談等の対応

業務の内容

飲食店などの食品営業施設の営業許可や衛生管理に関する相談に対応します。

また、購入した食品の腐敗や異物の混入など住民の方々からの食品苦情があった場合は、状況を調査し必要に応じて食品事業者を指導します。

平成27年度鳥取県における障がい者虐待の状況について

平成28年1月19日

障がい福祉課

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく平成27年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので報告します。

本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- 障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は55件であった。
- そのうち14件（約3割）が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」であった。
- 14件のうち、10件（約7割）が「養護者による障がい者虐待」であった。
- 虐待の種別でみると、身体的虐待が最も多く次いで心理的虐待、経済的虐待となっている。

1 相談・通報対応件数

| | 養護者による 障がい者虐待 | 障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待 | 使用者による 障がい者虐待 | 合計 |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------------|--------------------|-------------|
| 相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数] | 20件(28) [市町村19、県1] | 26件(21) [市町村21、県5] | 9件(2) [市町村7、県2] | 55件 (51) |
| 虐待を受けた又は受けたと 思われたと判断した事例 | 10件(16) | 4件(2) | / | 14件 (18) |

※（ ）内は、前回調査結果（H26年4月1日～H27年3月31日まで）の件数

2 虐待の種別

| | | 養護者による 障がい者虐待 | 障害者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待 | 合計 |
|--------------------|-------|------------------|------------------------------|---------|
| （虐待の 重複の 種別） | 身体的虐待 | 6件(6) | 3件(1) | 9件(7) |
| | 性的虐待 | －(－) | 3件(－) | 3件(－) |
| | 心理的虐待 | 4件(4) | 2件(1) | 6件(5) |
| | 放棄・放置 | 3件(6) | 2件(1) | 5件(7) |
| | 経済的虐待 | 4件(5) | 2件(－) | 6件(5) |
| 合計 | | 17件(21) | 12件(3) | 29件(24) |

※（ ）内は、前回調査結果（H26年4月1日～H27年3月31日まで）の件数

※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数14件と一致しない。

3 今後の県の取組

引き続き、「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等を実施していく。

平成29年1月19日

子育て応援課

平成28年5月に「とっとり型の保育のあり方研究会」を設置して今後の本県における子育て支援施策の展開の検討を進めてきたところ、年末に報告書がまとめられ、会長から知事にその内容が報告されました。

また、この報告を受けて、在宅育児世帯への支援については、県・市町村行政懇談会に議題として提案し、議論したところであり、引き続き市町村と協議しながら制度内容を決めていくこととしています。

1 報告の概要

(1) 年月日 平成28年12月28日

(2) 場所 鳥取県庁第2応接室

(3) 報告者 とっとり型の保育のあり方研究会 会長 南 潮（鳥取短期大学 幼児教育保育学科 助教）

(4) 報告書の概要

これまで鳥取県が先進的に取り組んできた保育料無償化や森のようちえんの認証制度という子育て支援の取組を広げる観点から

- ・在宅育児世帯への経済的支援の充実
- ・保育所・幼稚園等における自然体験活動に対する認証制度の創設

を行うことが適当

ア 在宅育児世帯への支援

○方向性

子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的に、在宅育児世帯への経済的支援の充実を図る。

○支援の手法

市町村が地域の実情を勘案して手法を選択できる方式で、県は、在宅育児世帯の保護者を対象に、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う市町村を支援

○支援の対象となる児童

1歳までを対象とすることが適当

○支援策の対象

- ・地域の実情に応じて市町村が所得制限の設定を判断
- ・保育所等を利用せずに祖父母等に子どもを見てもらう場合も対象に加えることが適当

○留意点

- ・特に現金給付を行う市町村にあっては、個別給付による経済的支援と併せて、定期的な訪問、面談による状況把握、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）による相談支援や子育て支援センター、一時預かりの充実など、支援を必要とする家庭の把握及び支援を行い、在宅育児世帯の子育てを支える取組の充実を図ることが必要
- ・保護者が希望する期間の育児休業を取得できるよう、企業の理解並びに行政として企業への意識啓発及び企業の職場環境の整備への支援が必要

イ 自然保育の推進

保育所・幼稚園等における自然体験活動に対する認証制度の主な基準

○活動計画及び内容

- ・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施
- ・活動に当たっては、地域資源を活用し、地域の方々の協力を得られるよう努力
- ・屋外の活動をする場所は、複数確保

○活動時間

- ・3歳以上児に係る自然体験活動の時間が園当たり平均して週6時間以上

○安全対策

- ・県等が実施する安全対策研修を受講
- ・園外で自然体験活動を行う場合は、安全な移手段を確保
- ・避難又は危険回避ができる措置、怪我や事故への迅速な体制を確保
- ・自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知

2 県・市町村行政懇談会

- (1) 年月日 平成29年1月18日
- (2) 場所 鳥取県庁講堂
- (3) 出席者 各市町村長、知事、副知事、統轄監、各部局長、教育長など
- (4) 提示した事業案

ア 事業名 おうちで子育てサポート事業

イ 目的

保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、保育所等を利用しない世帯（以下「在宅育児世帯」という。）に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的とする。

ウ 支援対象とする児童 保育所等を利用していない1歳に達するまでの児童

エ 事業主体 市町村

オ 対象事業 市町村が行う在宅育児世帯の保護者を対象にした、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う事業

① 現金給付：対象世帯に対して現金を給付する事業

② 現物給付：対象世帯に対して現物を給付する事業

<例>・子育て支援サービスを受けられ、又は子育て用品の購入に使えるクーポンの発行など

- ・子どもの預かり、家事ヘルパー派遣、母乳マッサージ など
- ・おむつ、ゴミ袋、絵本、おもちゃ など

③ サービスの利用料の負担軽減：一預かり事業、ファミリー・サポート・センター等のサービスの利用料を減免する事業

カ 補助額の算定等

| 補助額の算定 | 補助率 | 条件 |
|---|-----|--|
| ① 助成単価 一人当たり 月額3万円 | 1/2 | 現金を給付する場合は、定期的な訪問、面談、ネウボラ事業の取組などを一体的に実施すること。 |
| ② 上限額の算定方法 (1) 現金給付を行う場合 3万円×対象児童(※)への給付対象延べ月数(1人につき10か月を限度) ※ 0歳児で保育所等に未入所かつ育児休業給付金未受領世帯 (注) 上限額の範囲内で現物給付等を併せて行うことは可 (2) 現物給付又はサービス利用料の負担軽減のみを行う場合 3万円×0歳児数×未就園率×未就園者の育児休業給付金非受給率×10月 (0歳児：当該年度10月1日推計人口 未就園率：1-当該年度10月1日の入所率) | | |
| ③ 補助対象経費 上限額と対象事業の実支出額とのいずれか低い額 | | |

※所得制限については、市町村の判断で設定することができることとする。

3 その他

在宅育児世帯への支援については、給付事業のほか一時預かり事業の充実なども当初予算で検討しています。

理学療法士等の需要状況調査結果の概要について

平成29年1月19日

医療政策課

○毎年度、各医療機関・施設等に対して、在職状況や需要動向等を把握するためのアンケート調査を実施しており、今年度の調査結果をとりまとめましたので、概要を報告します。

○県では、県内に就業する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」といいます。）を確保するため、養成施設に在学している学生に対して、修学上必要な資金の貸付けを行っています。

1 調査の概要

(1) 調査日 平成28年9月1日

(2) 調査内容 理学療法士等の在職者数、不足数、今後の採用予定人数、2025年に向けた人員体制等

(3) 調査施設 338施設

(4) 回答数 216施設

(5) 回答率 63.9% (前年度の回答率：67.9%)

| 区分 | 病院 | 診療所 | 高齢者施設 | | | 障がい者施設 | 合計 | |
|------|----|-----|----------|----------|------------|--------|----|-----|
| | | | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 | 訪問看護ステーション | | | |
| 調査施設 | 44 | 143 | 143 | 45 | 46 | 52 | 8 | 338 |
| 回答施設 | 44 | 55 | 109 | 35 | 41 | 33 | 8 | 216 |

2 調査結果の概要

- ・調査施設のうち、理学療法士等の主な就業先は、医療機関及び高齢者施設。(全体の9割超)
- ・在職者数は1,329人。昨年度(1,268人)と比べて60名程度増加。
- ・不足人数は124人。昨年度(89人)と比べて35人増加。
- ・今後の採用予定者数は、単年度で100名超。引き続き、リハビリ専門職の一定の需要が見込まれる。
- ・また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、国は回復期病床の増床等、病床機能の転換及び在宅で医療が受けられる体制整備・人材育成を進める方針を示していること、介護職等での活躍の場など、長期的にみても需要は更に増えていくことが考えられるため、引き続き、需給状況を確認しつつ修学資金の貸付けを行うことにより、県内の就業者の確保に努めたい。(今回の調査では、「将来的に増員が必要」と回答があった施設が全体の約33%)

3 調査結果

(1) 在職者数

(単位) 人

| 区分 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 病院 | 475 | 350 | 140 | 965 |
| 診療所 | 15 | 5 | 0 | 20 |
| 高齢者施設 | 185 | 121 | 24 | 330 |
| 障がい者施設 | 9 | 2 | 3 | 14 |
| 合計 | 684 | 478 | 167 | 1,329 |
| 東 部 | 216 | 151 | 51 | 418 |
| 中 部 | 155 | 93 | 27 | 275 |
| 西 部 | 313 | 234 | 89 | 636 |
| (参考) 27年度調査時点 | 646 | 459 | 163 | 1,268 |

(2) 不足人数

(単位) 人

| 区分 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 合計 |
|---------------|-------|-------|-------|-----|
| 病院 | 24 | 25 | 16 | 65 |
| 診療所 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 高齢者施設 | 22 | 23 | 9 | 54 |
| 障がい者施設 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 合計 | 49 | 50 | 25 | 124 |
| 東部 | 21 | 25 | 11 | 57 |
| 中部 | 11 | 8 | 5 | 24 |
| 西部 | 17 | 17 | 9 | 43 |
| (参考) 27年度調査時点 | 29 | 35 | 25 | 89 |

(3) 充足率

(単位) %

| 区分 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 合計 |
|---------------|-------|-------|--------|-------|
| 病院 | 95.2% | 93.3% | 89.7% | 93.7% |
| 診療所 | 93.8% | 83.3% | -% | 90.9% |
| 高齢者施設 | 89.4% | 84.0% | 72.7% | 85.9% |
| 障がい者施設 | 81.8% | 66.7% | 100.0% | 82.4% |
| 合計 | 93.3% | 90.5% | 87.0% | 91.5% |
| 東部 | 91.1% | 85.8% | 82.3% | 88.0% |
| 中部 | 93.4% | 92.1% | 84.4% | 92.0% |
| 西部 | 94.8% | 93.2% | 90.8% | 93.7% |
| (参考) 27年度調査時点 | 95.7% | 92.9% | 86.7% | 93.4% |

※充足率 = 配置人数 / (配置人数 + 不足人数)

(4) 27年度の採用実績及び28年度以降の採用予定

(単位) 人

| 区分 | 理学療法士 | 作業療法士 | 言語聴覚士 | 合計 | 退職補充・増員の別 |
|----------|-------|-------|-------|-----|--------------|
| 27年度(実績) | 70 | 45 | 21 | 136 | 退職補充45 増員91 |
| 28年度(予定) | 77 | 56 | 24 | 157 | 退職補充55 増員102 |
| 29年度(予定) | 47 | 38 | 20 | 105 | 退職補充19 増員86 |
| 28~29年度計 | 124 | 94 | 44 | 262 | 退職補充74 増員188 |
| 東部 | 44 | 40 | 19 | 103 | 退職補充10 増員93 |
| 中部 | 27 | 14 | 7 | 48 | 退職補充17 増員31 |
| 西部 | 53 | 40 | 18 | 111 | 退職補充47 増員64 |

(5) 年齢別、男女別構成割合

| 区分 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 |
|----|-------|-------|-------|------|------|
| 男性 | 38.7% | 41.8% | 15.6% | 3.2% | 0.8% |
| 女性 | 39.4% | 42.8% | 15.3% | 2.4% | 0.2% |

※(1)の在職者の合計数の割合

(6) 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた人員体制

(単位) 施設、%

| 区分 | 将来的に増員が必要 | 将来的にも現行の人員体制でよい | 将来的に減員を検討する可能性あり | 分からない・未回答 |
|--------|------------|-----------------|------------------|------------|
| 病院 | 17 (38.6%) | 10 (22.7%) | 2 (4.5%) | 15 (34.1%) |
| 診療所 | 4 (7.3%) | 14 (25.5%) | 0 (0.0%) | 37 (67.3%) |
| 高齢者施設 | 49 (45.0%) | 14 (12.8%) | 4 (3.7%) | 42 (38.5%) |
| 障がい者施設 | 2 (25.0%) | 3 (37.5%) | 0 (0.0%) | 3 (37.5%) |
| 合計 | 72 (33.3%) | 41 (19.0%) | 6 (2.8%) | 97 (44.9%) |

【参 考】

1. 理学療法士等修学資金の貸付状況

(単位) 人

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 理学療法士 | 42 | 46 | 47 | 43 | 48 | 46 | 50 |
| 作業療法士 | 27 | 23 | 23 | 23 | 25 | 37 | 39 |
| 言語聴覚士 | 10 | 10 | 10 | 13 | 7 | 17 | 9 |
| 合計 | 79 | 79 | 80 | 79 | 80 | 100 | 98 |

2 貸付年度における県内就職状況

(単位) 人

| 区分 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貸付者数(A) | 92 | 73 | 95 | 80 | 79 | 79 |
| うち有資格者(B) | 76 | 61 | 71 | 56 | 62 | 53 |
| 県内就職者数(C) | 54 | 42 | 59 | 48 | 56 | 44 |
| 内 訳 | 理学療法士 | 25 | 26 | 40 | 28 | 22 |
| | 作業療法士 | 25 | 14 | 19 | 15 | 17 |
| | 言語聴覚士 | 5 | 2 | 0 | 5 | 5 |
| 県内定着率(C/A) | 59.8% | 57.5% | 62.1% | 60.0% | 70.9% | 55.7% |
| 県内定着率(C/B) (有資格者に限る) | 68.9% | 68.9% | 83.1% | 85.7% | 90.3% | 83.0% |

※有資格者：貸付者のうち養成施設を卒業し、国家試験に合格した者

平成18年度～23年度の県内定着率の平均 303人/498人=60.8%

平成18年度～23年度の有資格者に限った県内定着率の平均

303人/379人=79.9%

理学療法士等修学資金制度の概要

1 貸付対象者

理学療法士等養成施設に在学している者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする者であること。

2 貸付人数

100名/年

3 貸付金額(月額)

国公立等養成施設(大学、短期大学、高等専門学校を含む。) 32,000円

その他の養成施設(大学、短期大学、高等専門学校を含む。) 36,000円

4 返還方法

貸付終了(卒業)の1年後から返還開始。

ただし、貸付終了後、理学療法士等として鳥取県内に就業している場合等、返還猶予の要件に該当する場合は所定の期間、返還が猶予される。

5 返還の免除の条件

県内において修学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間以上従事したとき。

[貸付期間：4年間、貸付額：月額36,000円の場合]

→県内で6年間(4年間×1.5)就業した場合、1,728,000円が返還免除される。